



広陵町下水道事業経営戦略 令和7年度～令和16年度

- 目 次 -

第1章 下水道経営戦略の策定 -----	1
1-1 下水道事業の歴史と広陵町の下水道事業 -----	2
1-2 下水道事業経営戦略の目的 -----	4
1-3 計画の位置付けと計画期間 -----	5
第2章 下水道事業の概況 -----	6
2-1 下水道事業の概要 -----	7
第3章 下水道事業の現状と課題 -----	11
3-1 現状及び課題の分析 -----	12
3-2 課題の整理 -----	22
第4章 経営理念と基本方針 -----	23
第5章 取組施策 -----	25
5-1 事業環境 -----	26
5-2 組織・人員 -----	28
5-3 施設 -----	29
第6章 投資・財政計画（収支計画） -----	32
6-1 投資・財源の試算条件 -----	33
6-2 収益的収支の見通し -----	34
6-3 資本的収支の見通し -----	37
6-4 目標設定（重要業績指標 KPI） -----	40
第7章 進捗管理 -----	41
7-1 基本方針 -----	42
7-2 モニタリング手法 -----	42
7-3 経費回収率の向上に向けたロードマップ -----	45
第8章 参考付録 -----	48
8-1 用語集 -----	49

第1章

下水道事業経営戦略の策定

- 1-1 下水道事業の歴史と広陵町の下水道事業
- 1-2 下水道事業経営戦略見直しの目的
- 1-3 計画の位置付けと計画期間

1-1 下水道事業の歴史と広陵町の下水道事業

(1) 下水道事業の歴史

我が国の下水道は、明治時代のコレラの流行や大雨による浸水被害が背景となり、整備がはじめました。この時期に「土地の清潔の保持」を目的とした旧下水道法が制定されました。以降、都市化が進むにつれ、その役割は変遷し、下水道法も改正を繰り返してきました。

現代の下水道の役割は、基本となる「公共用海域の保全」、「都市浸水対策の強化」に加え、「資源利用」や「水循環や資源循環」といった社会の持続可能性という観点での役割も有しています。

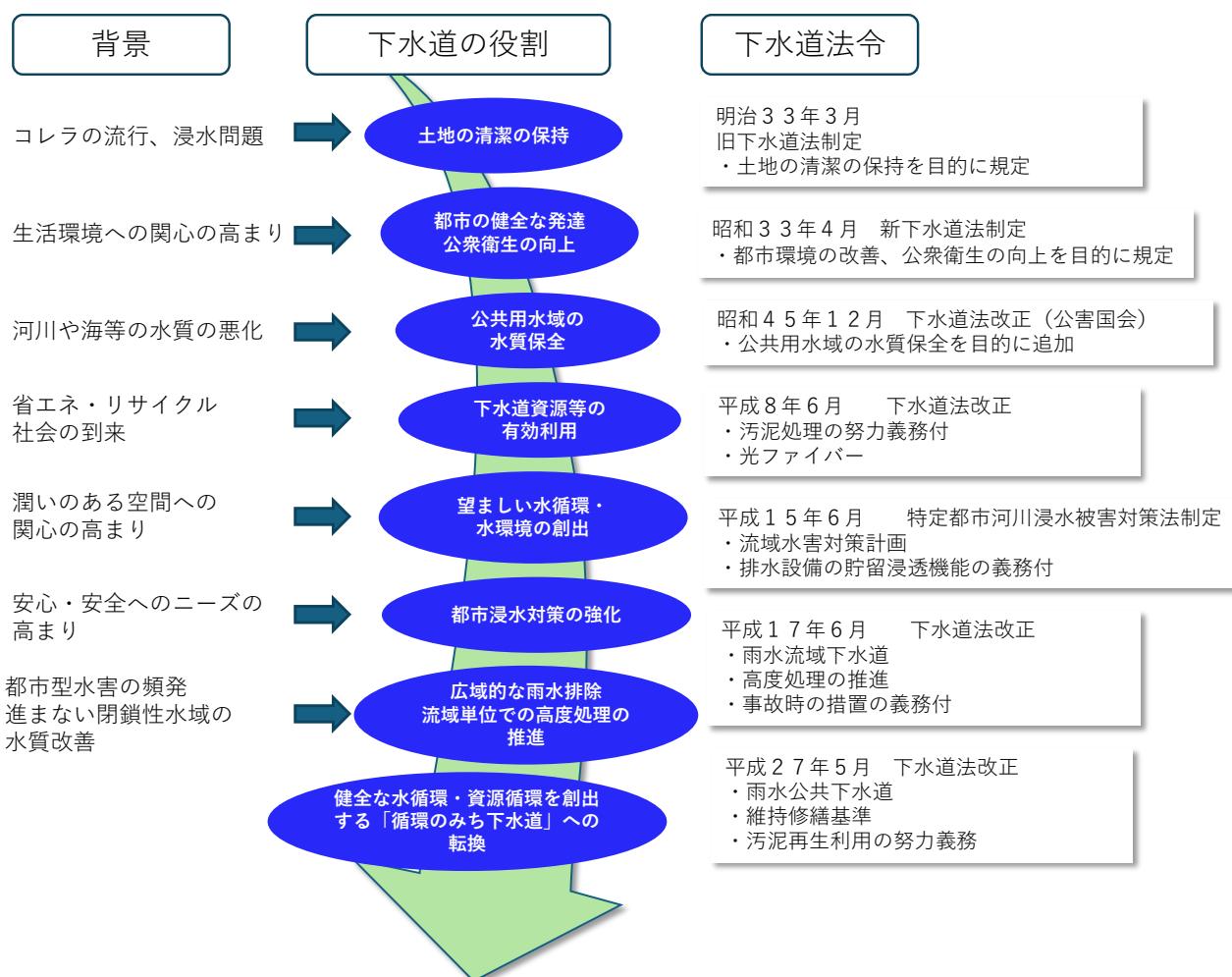


図 1 下水道事業の役割の変遷

(2) 広陵町の下水道事業

水は、私たちが生活していく上で、絶対に欠かせないものです。しかし、家庭や事業所などで一度使った水が汚れた水として捨てられ、そのまま溝や側溝に入って河川や海に流れ込むと、豊かな自然を破壊し生活環境を悪化します。水は、私たち人間だけのものでなく、自然界全部の大切な資源であり、財産でもあるため、汚した水は、私たちの手で元のきれいな姿にして川や海に返さなければなりません。また、水の使い方以上に、水の捨て方を考えなければなりません。私たちが使って汚れた水を処理し、きれいにして川や海へ返すための施設、それが下水道です。

下水道は、汚れた水を溝や側溝にかわって道路の下に埋設された管路施設によって終末処理場に運び化学的に処理して川に返します。下水道は豊かな自然を守り、快適な生活環境のまちづくりに欠くことのできない都市施設です。

広陵町（以下「本町」と呼称）の下水道事業は、市街化区域を中心とした整備を行っている公共下水道事業（以下「公共」と呼称）と市街化調整区域を中心とした整備を行っている特定環境保全公共下水道事業（以下「特環」と呼称）があり、奈良県が管理する大和川上流・宇陀川流域下水道の関連公共下水道であるため、県が管理する下水処理場（浄化センター及び第二浄化センター）で下水処理を行っています。このため、本町では、県が管理する污水幹線（この污水幹線は流域下水道に参加している関連市町村で発生した污水を県の下水処理場まで運ぶ幹線です）までの汚水管路施設（主に管渠、マンホール等）を整備しています。

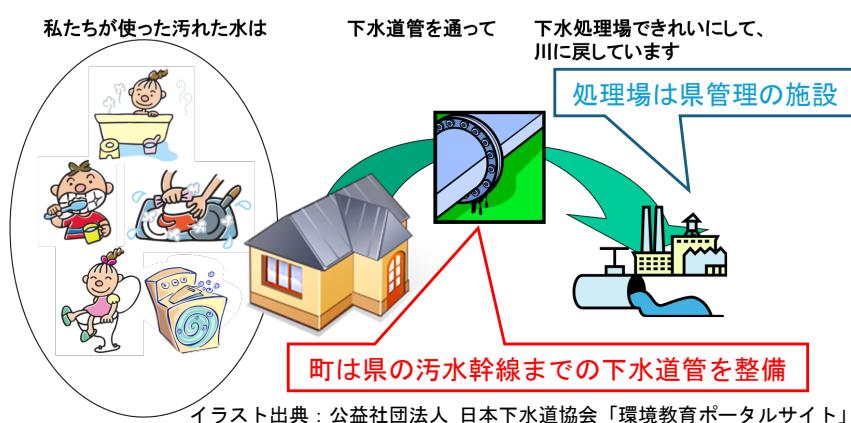


図 2 汚水処理の流れ

1-2 下水道事業経営戦略見直しの目的

下水道事業は公営企業として、下水道使用料収入をもって経営を行う経費の負担原則を基本としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たすことで、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要です。

本町の下水道事業は、透明性のある事業運営を行うため、平成29年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。

しかしながら、未整備地区への整備普及のほか、事業開始から45年が経過し、既存管路施設の老朽化により更新費の増大や、人口減少による下水道使用料収入の減少により、「投資の増大」や「財源の減少」が進むことから、経営環境は厳しさを増していくと予想されます。

本町では、平成30年度に下水道事業経営の方針を示した「広陵町下水道事業経営戦略」を策定していますが、策定から期間が経過していることや、近年の事業環境の変化を踏まえ、今後の経営方針を示すため、下水道事業経営戦略の見直しを行うものです。

1-3 計画の位置付けと計画期間

（1）計画の位置付け

本町では、町の上位計画（第5次広陵町総合計画等）をもとに、基本計画（下水道全体計画）を、さらに個別計画（下水道事業計画、ストックマネジメント計画）を策定し、事業を実施してきました。

本計画は、町の上位計画を基本とし、基本計画、個別計画及び国の様々な要請をもとに、今後の事業運営や計画に関する

本計画は、町の上位計画を基本とし、
基本計画、個別計画及び国の様々な要請
をもとに、今後の事業運営や計画に関す
る課題を解消するための施策や今後の
方向性を示すための計画に位置付けま
した。

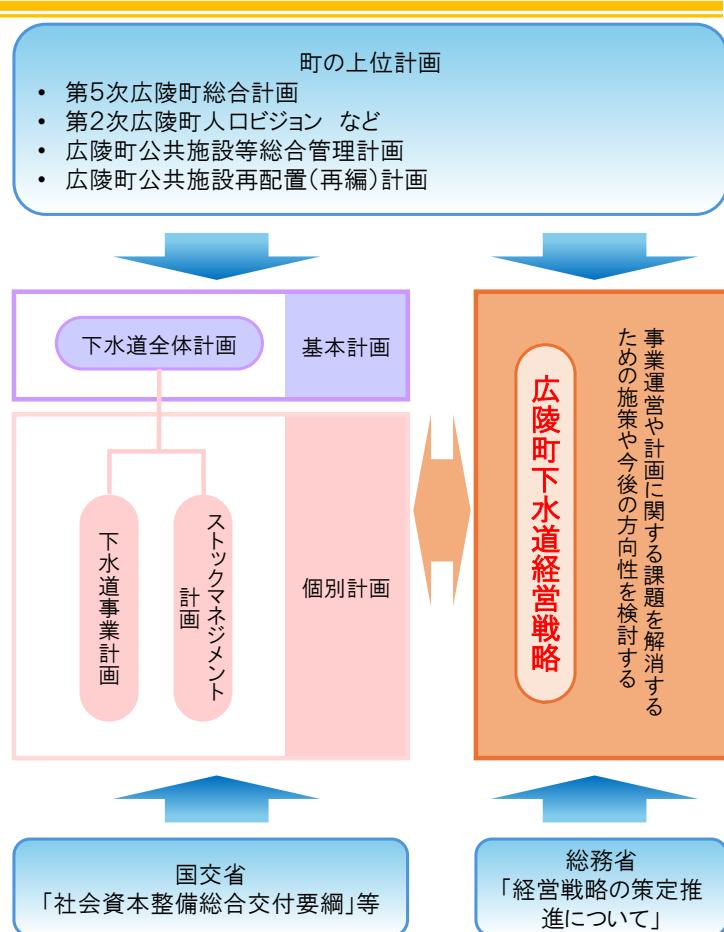


図 3 計画の位置づけ

下水道全体計画

定められた区域を対象にした、将来的な下水道施設の規模・配置計画です。概ね20~30年程度の将来の人口動態の見通しに基づき、発生する汚水量(計画汚水量)を想定することで、下水管路施設の規模・配置計画を行います。

下水道事業計画

下水道全体計画の内、5～7年程度で整備を実施する区域を定める計画です。

ストックマネジメント計画

下水道施設の有するリスク(影響度や不具合の発生確率)に応じた計画的な点検・調査及び投資標準化を行い、より効率的な改築・更新を実施するための計画です。

(2) 計画期間

計画期間は、10年間（令和7年度～令和16年度）とします。

第2章

下水道事業の概況

2-1 下水道事業の概要

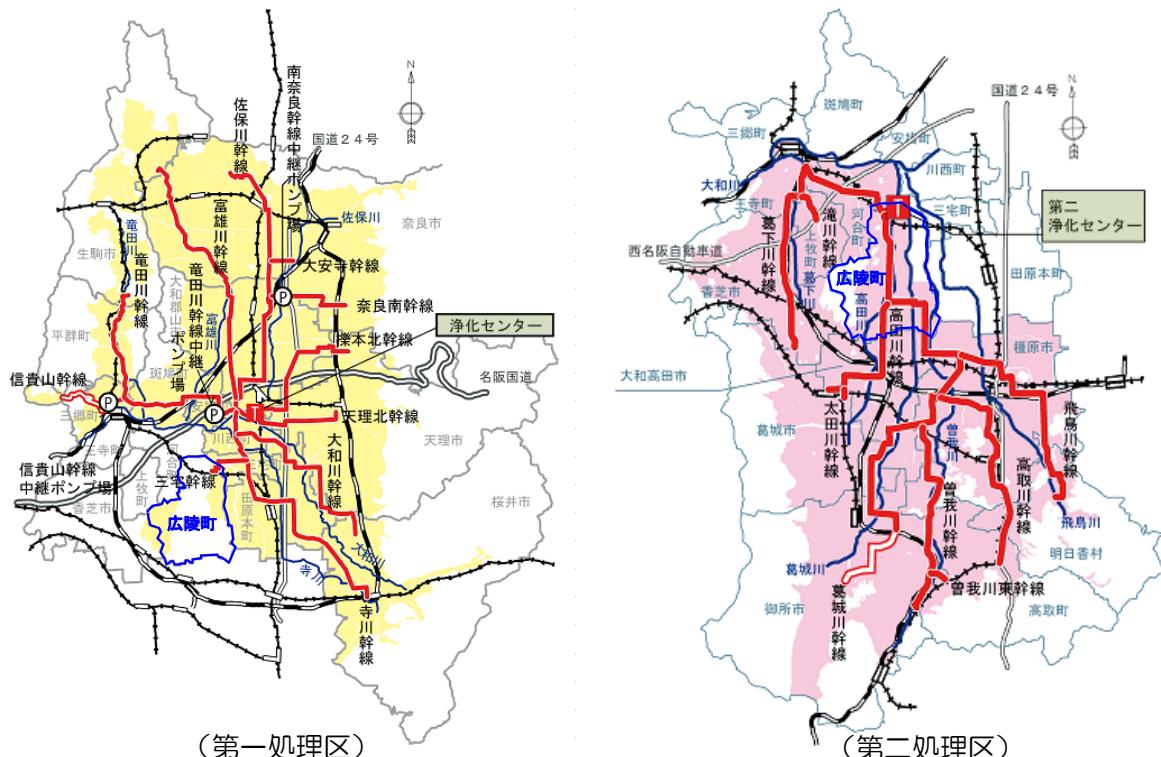
(注釈) 以降の章では、本計画において特に記載のない場合は公共と特環を合算して説明します。

2-1 下水道事業の概要

(1) 下水道施設の概要

1) 計画概要

広陵町（以降、本町）の下水道事業は、公共下水道事業（以降、公共）と特定環境保全公共下水道事業（特環）があり、図4に示す、奈良県が管理する大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区・第二処理区）の関連公共下水道にまたがっています。これらの流域下水道は表1に示す市町村により構成されています。



出典：奈良県ホームページ

図4 事業計画区域 大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区・第二処理区）

表1 流域下水道の構成市町村

	第一処理区	第二処理区
流域下水道構成市町村	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町

2) 施設の状況

昭和59年度に供用を開始し、令和5年度末時点では39年が経過しており、797haの整備を実施しています（町の行政面積16.3km²に対し約8km²の整備）。処理区域内人口は34,553人であるため、処理区域内人口密度は、43.4人/ha（34,553人÷797ha）です。なお、奈良県下の市町村の平均処理区域内人口密度は53.0人/ha（1,092,734人÷20,636.3ha、出典は県HP）となっています。

表2 施設の状況

項目	内 容
供用開始年度 (供用開始後年)	昭和59年度（供用開始後39年）
法適（全部適用・一部適用） または非適の区分	法適用（全部適用）
処理区域内人口密度	43.4人/ha（処理区域内人口34,553人÷整備面積797ha）
流域下水道等への接続の有無	有（大和川上流・宇陀川流域下水道）
処理区数	2処理区
処理場数	無
広域化・共同化・最適化 実施状況	奈良県の大和川上流・宇陀川流域下水道に接続

出典：決算統計（令和5年度）※処理区域内人口密度は記載の数値より計算

本町が有する汚水管路施設は、順次整備を進めており、図5に示すとおり令和5年度で約181kmであり、概ね整備が完了していることから、近年では整備延長は微増となっています。

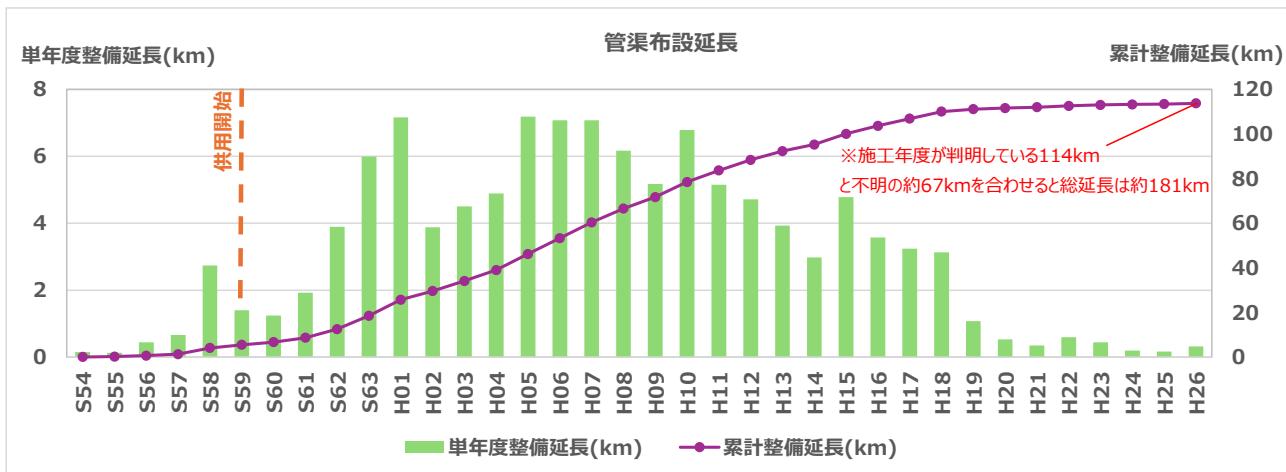


図5 管渠布設延長の推移 ※出典：広陵町下水道ストックマネジメント計画

また、処理区域内人口は、近年は横ばいから減少となっており、令和5年度で34,553人となっています。

普及率は98.5%、水洗化率は93.6%と高い水準となっていることから、下水道の整備による処理人口の増加や、水洗化人口の増加による水洗化率の増加の伸びしろは小さいため、今後見込まれる行政人口の減少に伴い、水洗化人口は減少していくものと想定されます。

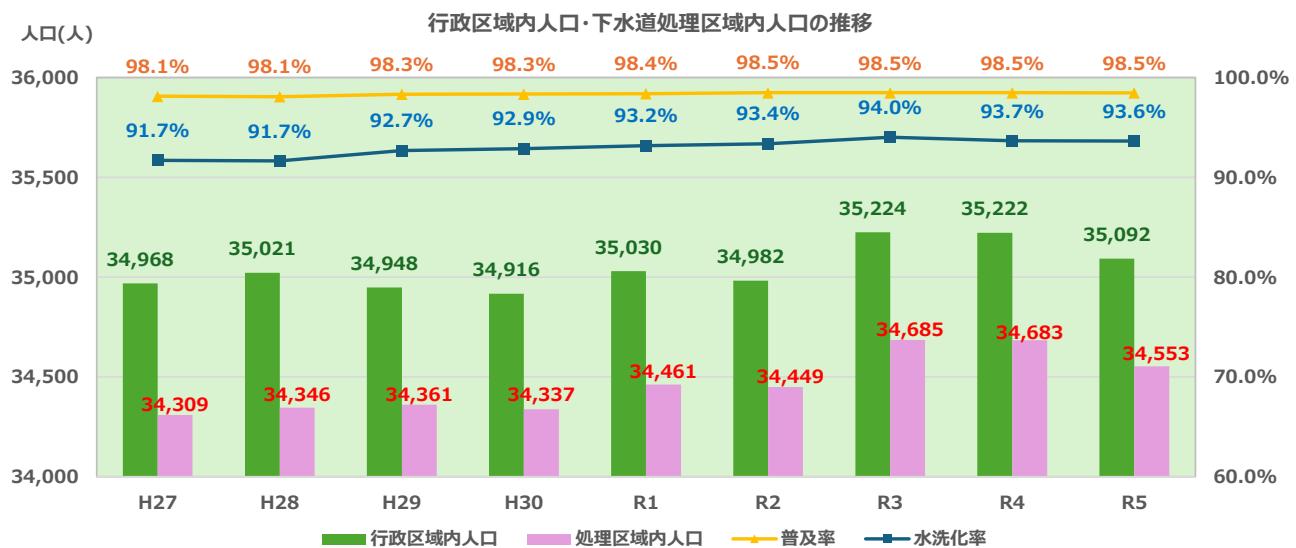


図6 行政区域内人口・下水道処理区域内人口の推移 ※出典：決算統計

(2) 執行体制

1) 組織体制

令和5年度時点における本事業は、「下水道工務係」及び「下水道業務係」により運営されています。

2) 職員数の推移

下水道事業に携わる職員数は図7のとおり平成27年度に1名減となって以降、2名体制で運営しています。（但し、実態としては、「下水道工務係」及び「下水道業務係」の2名に加え、上水道関連部署が連携して組織運営している状況です。）

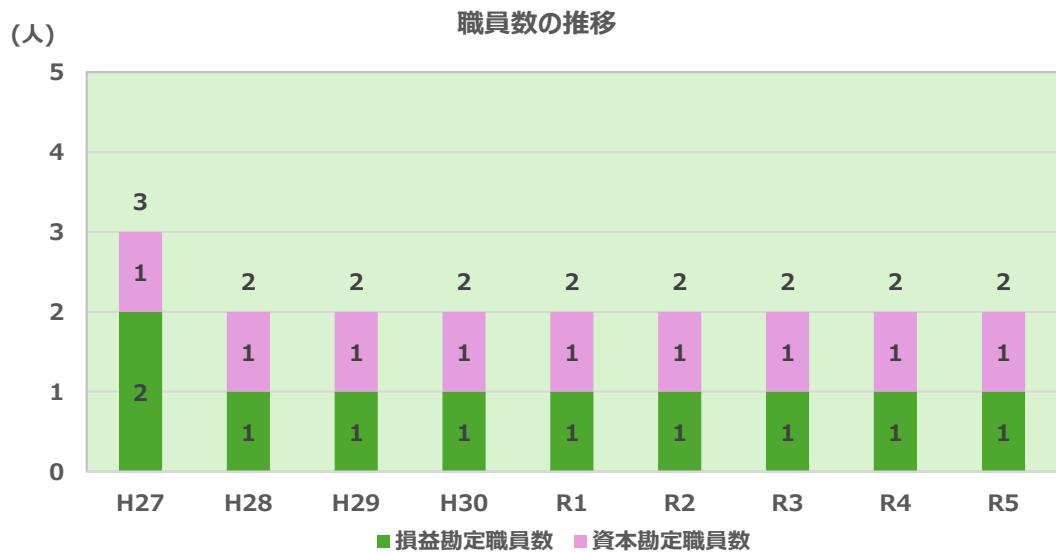


図7 下水道事業の職員数の推移 ※出典：決算統計

第3章

下水道事業の現状と課題

3-1 現状及び課題の分析

3-2 課題の整理

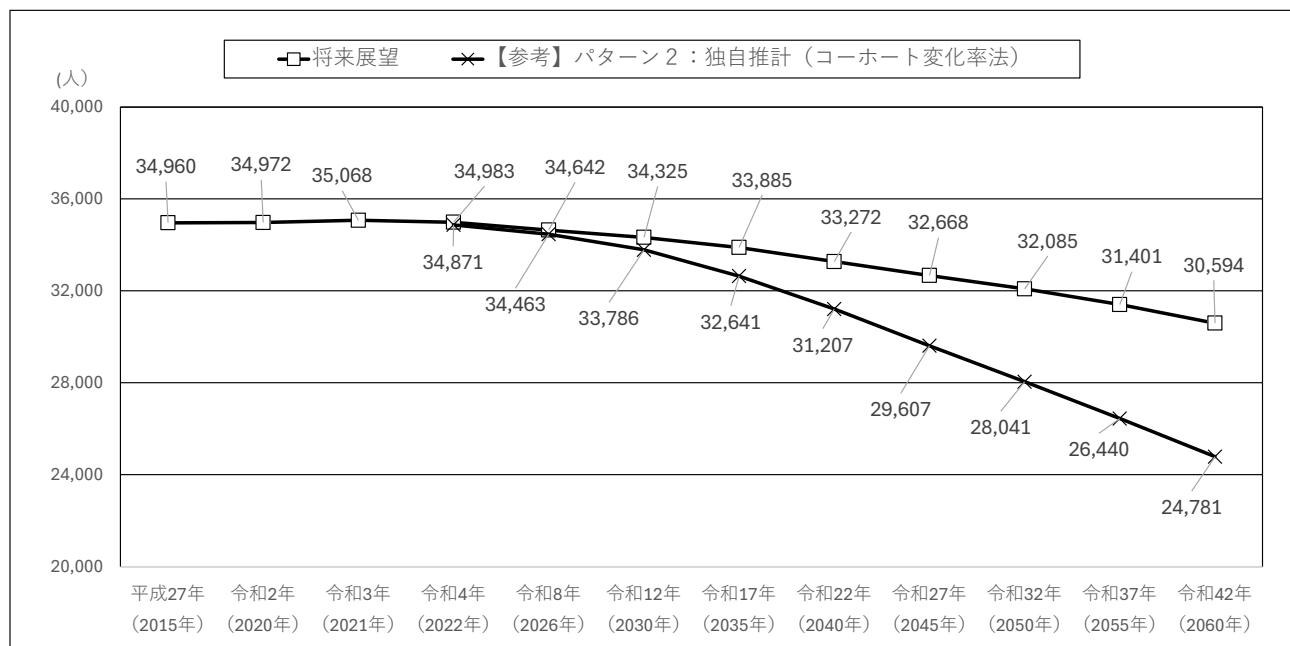
3-1. 現状及び課題の分析

(1) 事業環境

1) 将来の行政人口

「第2次広陵町人口ビジョン」において人口推計を行っており、図8のとおり、将来的に人口が減少する傾向となっています。

「第2章 下水道事業の概況」で示した通り、将来的に下水道処理区域内人口も減少すると考えられることから、現状のままの経営を継続した場合、下水道使用料収入が減少していくため、経営状況の悪化が危惧されます。



出典：「第2次広陵町人口ビジョン」P.49 人口の将来展望より

図8 将来人口の見通し

2) 有収水量の推移

下水道事業の有収水量は、下水道使用料収入の対象となる下水使用水量を意味します。このため、有収水量は下水道使用料収入へ大きな影響を及ぼします。図9のとおり、有収水量は微増傾向となっているものの、その増加は鈍化しています。また、本町の下水道事業では普及率が98.5%、水洗化率も93.6%と高水準であることから、今後の新規整備や接続による有収水量の増加は見込めな

い状況です。このため、今後は行政人口の減少とともに、有収水量も減少傾向に転じることが想定されます。これにより下水道使用料収入も減少することが予想されます。

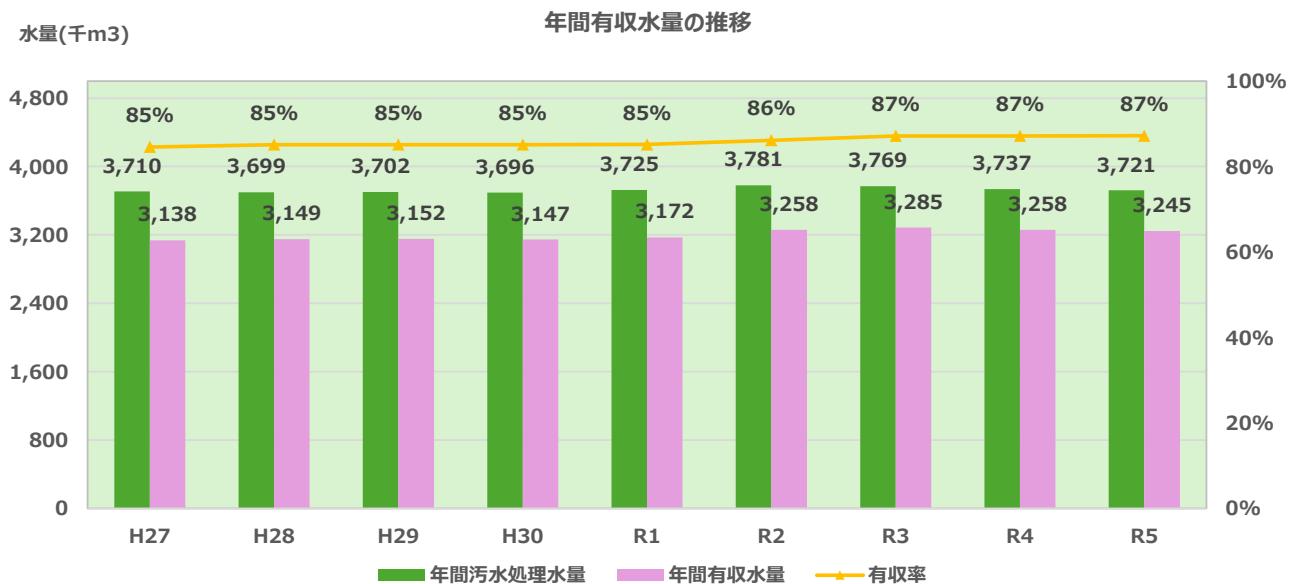


図 9 年間有収水量の推移 ※出典：決算統計

3) 使用料体系

本町の下水道使用料体系は、排除汚水量に応じて支払額が変動する「従量料金制」を採用し、表3のとおり、一般排水（一般家庭からの汚水及び工場、事業所からの排水のうち、中間排水及び特定排水以外のもの）、中間排水（汚水量が 300m³ を超え、750m³ まで）、特定排水（汚水量が 750m³ を超えるもの）に区分して使用料単価を設定しています。

平成 9 年度は 70 円/m³、平成 12 年には基本料金十従量制を採用しましたが、以降は基本料金を設けず、当時の経営状況に応じて下水道使用料の改定を行い、直近では平成 26 年度に改定を実施しました（令和元年度は、消費税分を改定）。

表 3 下水道使用料単価（令和 5 年度時点）

区分	一般排水	中間排水	特定排水
汚水量	右以外のもの	300m ³ を超えるもの	750m ³ を超えるもの
金額（税抜）	1m ³ につき120円	1m ³ につき185円	1m ³ につき212円

出典：町HPより

表 4 広陵町の下水道使用料の変遷（条例上の使用料単価）

年度	H9	H12	H19	H26	R1
単価 (一般排水)	70円/m ³ (73.5円/m ³)	基本料金700円 (735円) + 従量料金11~20m ³ 80円/m ³ (84円/m ³)	100円/m ³ (110円/m ³)	120円/m ³ (130円/m ³)	120円/m ³ (132円/m ³)

※カッコ内は消費税込みの金額

4) 下水道使用料収入の推移

①下水道使用料収入

処理区域内人口が横ばいであることや水洗化率が高い状況であるため、図 10 に示すとおり、下水道使用料収入は、横ばい傾向で推移していますが、令和 4 年度以降は、下水道使用料収入が減少傾向となっています。

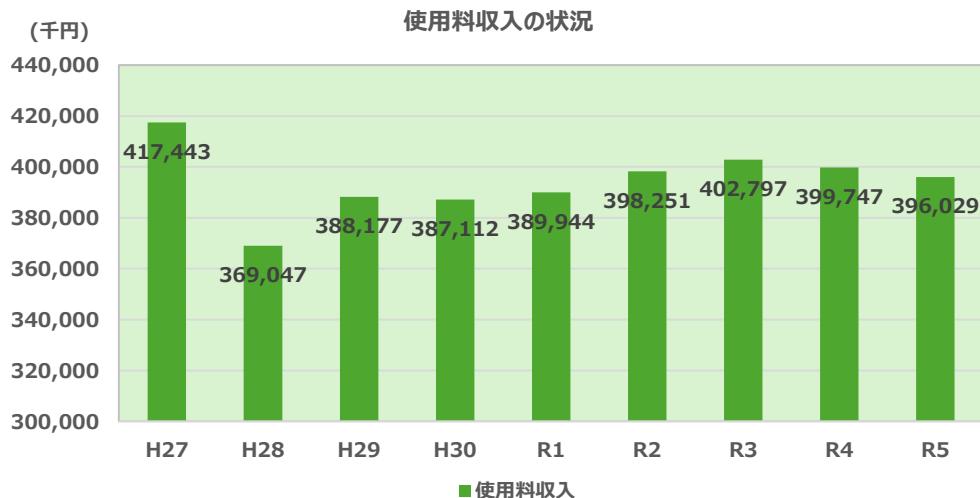


図 10 使用料収入の状況 ※出典：決算統計

②条例上・実質使用料の状況

過年度における 20m³あたりの条例上の使用料（一般家庭における 20m³あたりの下水道使用料）と 20m³あたりの実質的な使用料（下水道使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m³を乗じたもので、家庭用のみでなく業務用も含む。）の推移を図 11 及び図 12 に示します。

総務省の通知では、公営企業として収支改善を図るための使用料単価として3,000円/20m³(税抜)が基準として示されています。

本町の令和5年度における条例上の使用料単価は2,400円/20m³(税抜)で、3,000円/20m³(税抜)に対して80%、実質的な使用料単価は2,441円/20m³(税抜)で、3,000円/20m³(税抜)に対して81%となっており、基準は達成できていない状況です。

これら基準に満たない分も含めて、不足額は、一般会計繰入金(一般会計から補助金として補填する財源)で補填している状況です。

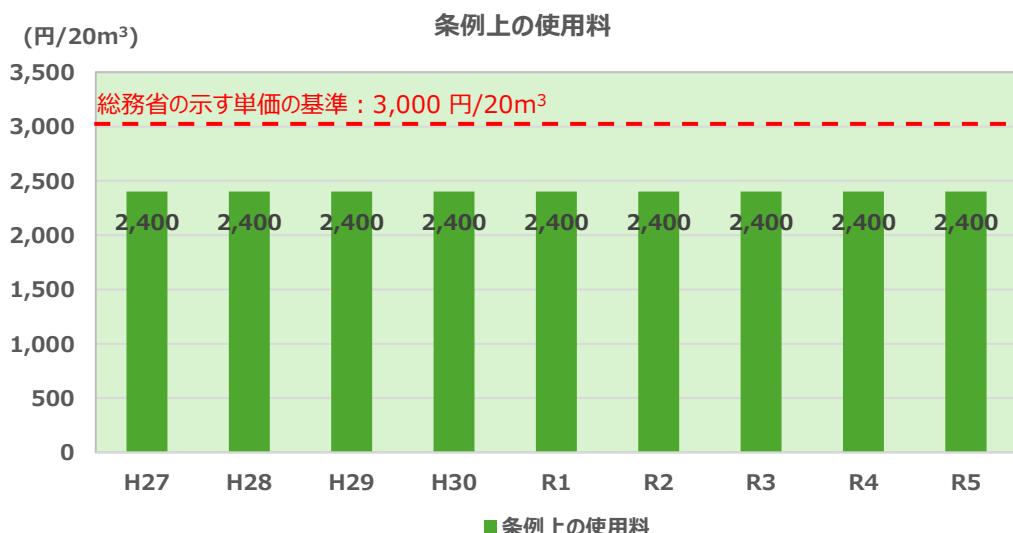


図 11 条例上の使用料の推移 ※出典：決算統計

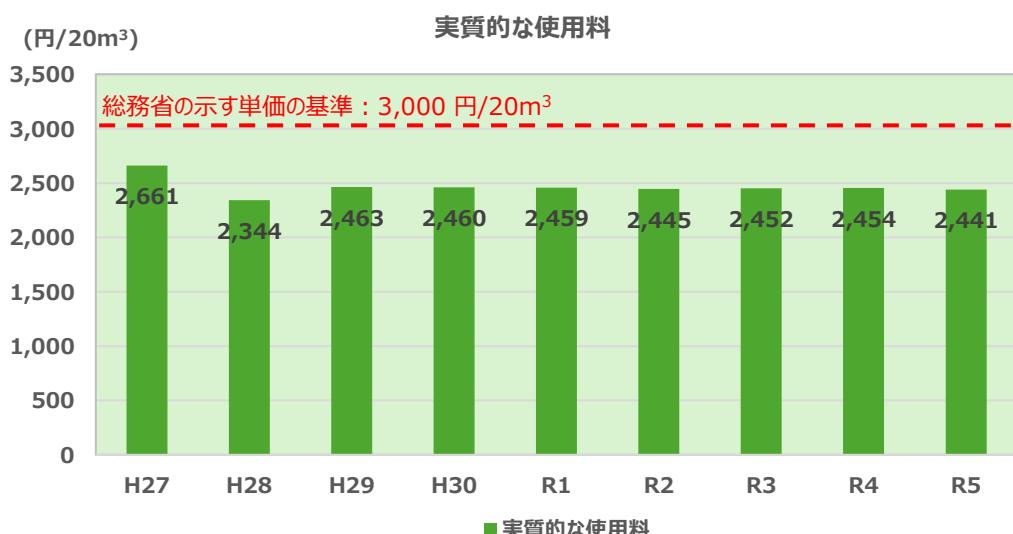


図 12 実質的な使用料の推移 ※出典：決算統計

5) 物価上昇及び賃金上昇の状況

近年では、物価上昇が顕著であり、表5のとおり、令和4年度～令和5年度にかけ、特に物価上昇率は大きくなっています。

下水道事業では、人件費、動力費及び通信等に係る維持管理費が物価上昇率に大きく影響を受け、経営を圧迫する要因となることが想定されます。

表5 物価上昇等の上昇率過年度推移

		H30	R01	R02	R03	R04	R05	平均 (直近5年)	最大	最小
前年度比	消費者物価指数	0.7	0.5	-0.2	0.1	3.2	3.0	1.32	3.2	-0.2
	人事院勧告	0.5	0.4	-0.3	-0.9	0.8	1.6	0.32	1.6	-0.9

出典) 消費者物価指数：2020年基準の全国消費者物価指数の年度平均値（総合）

出典) 人事院勧告：本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（人事院R6.8）

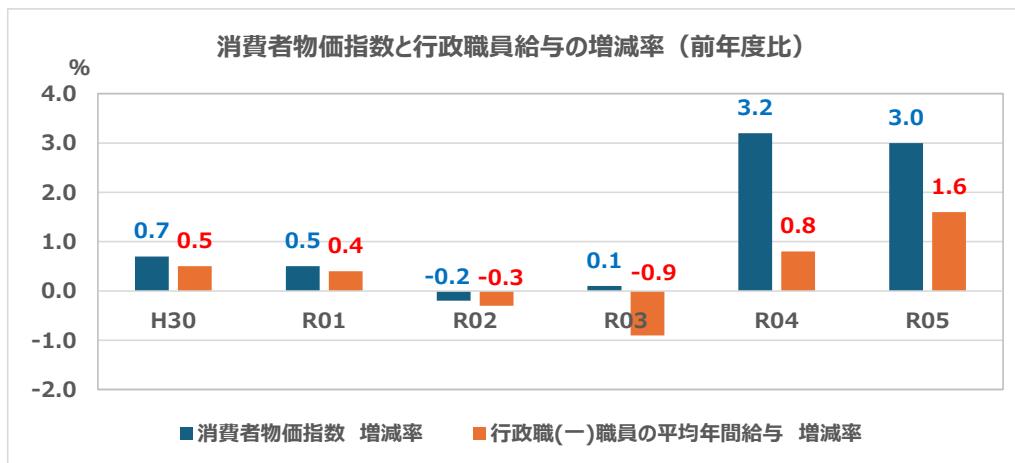


図13 物価上昇等の上昇率過年度推移 ※出典：表5と同じ

(2) 組織・人員

職員数は図 14 に示すとおり令和 5 年度時点では 2 名体制で運営しています。これは、図 15 に示すとおり、奈良県の類似規模団体（下水道運営規模等が近い団体）と比較しても少人数による運営である状況です。様々な効率化の取り組みを行いながら、運営を行ってきましたが、近年の社会的な働き方改革への動きも考慮すると、2 名体制での、これ以上の効率化は困難である状況となっています。さらに、年齢構成の偏りによる技術の空洞化を防ぐ必要があります。

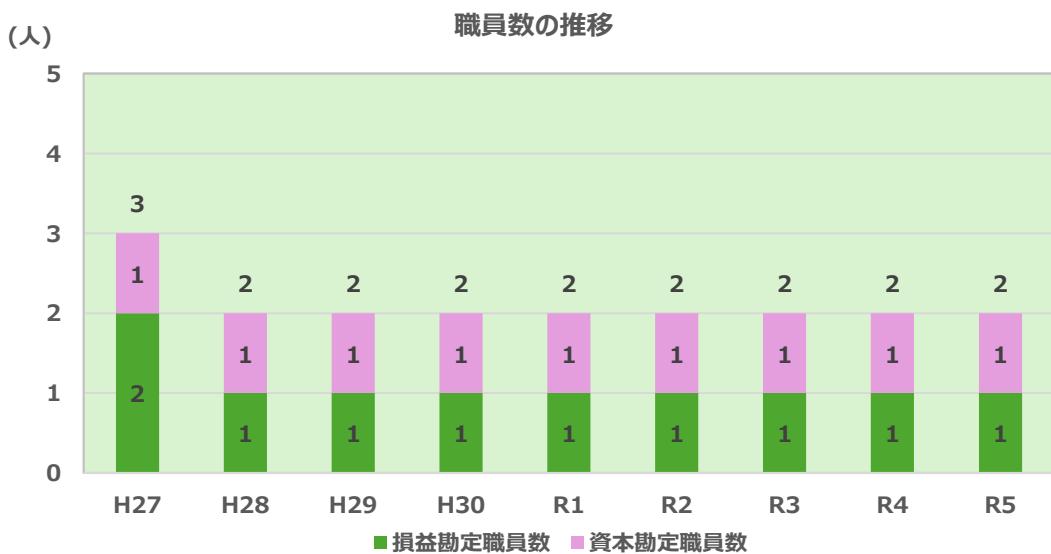


図 14 下水道事業の職員数の推移 ※出典：決算統計（再掲）

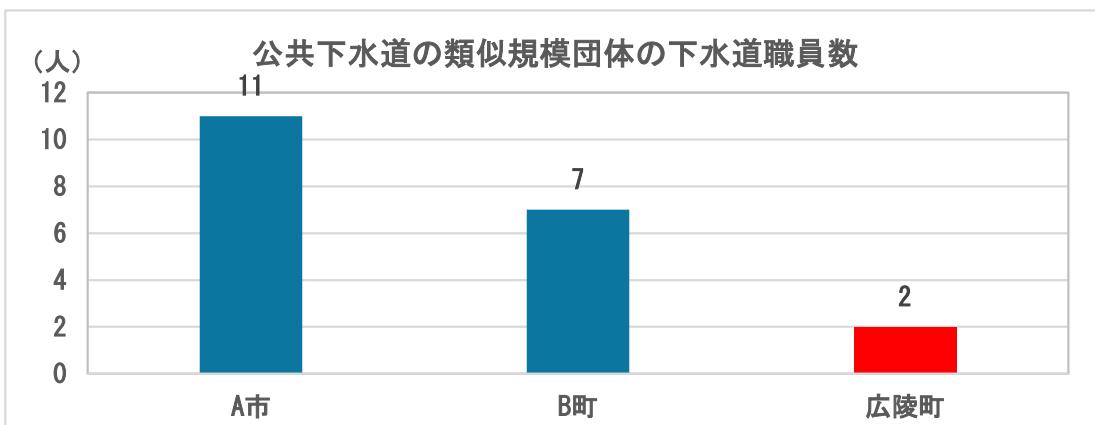


図 15 奈良県の類似団体職員数の状況 ※出典：公営企業年鑑（R4）

※類似区分は公共における区分を対象としています

(3) 施設

本町の下水道事業では、既に整備を完了している管路について、計画的に維持管理、改築・更新を行うため「広陵町下水道ストックマネジメント計画」（以下、「ストックマネジメント計画」と呼称）を平成29年度に策定しています。このストックマネジメント計画では、図16のとおり、最も古いもので布設後45年が経過しており、20年後には47%（下水道台帳で管渠の施工年度が把握できない67kmを除く）の管渠が標準耐用年数50年を超える見込みであり、将来の改築・更新費の増加が予想されます。

一方、前述のとおり、施工年度が不明のものも多く、老朽化状況を適切に把握し、今後の改築・更新を行なうためには、周辺施設の状況等から施工年度を予測・復元するといった下水道台帳の整備も喫緊の課題となっています。

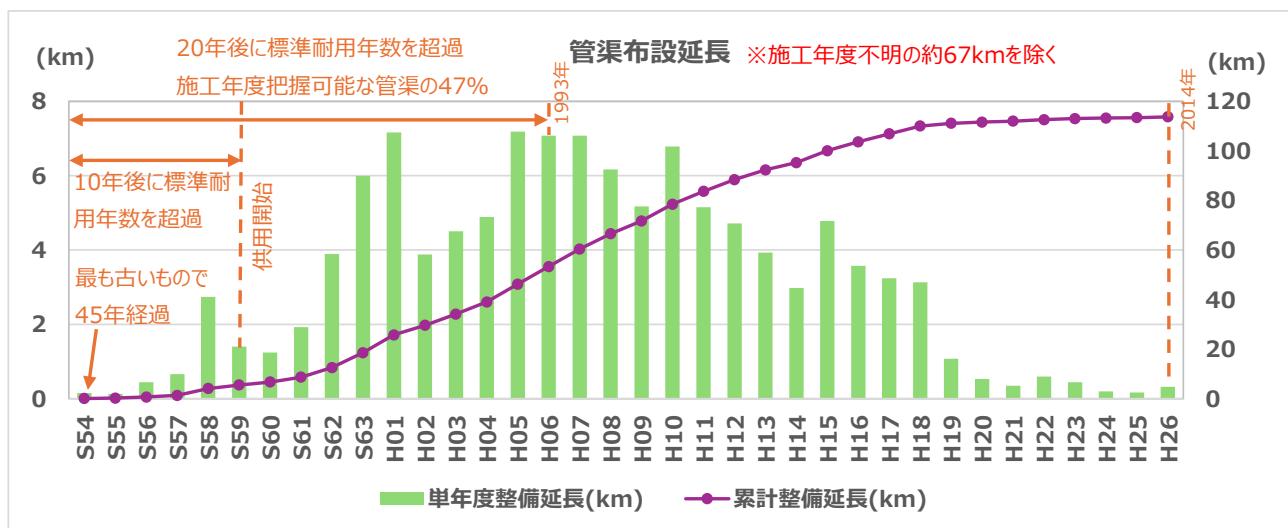


図 16 施工年度別管渠布設延長 ※出典：広陵町下水道ストックマネジメント計画

(4) 財務

1) 企業債元利償還費

下水道事業では、建設改良費の財源として企業債を借り入れています。令和5年度末までの企業債の償還実績は、図17のとおりであり、公共、特環とも、企業債償還費（元金及び利子）は減少傾向となっているため、既に償還のピークを過ぎていることがわかります。

しかしながら、残っている新規整備や改築・更新工事において新たな企業債を借り入れる予定であるため、企業債償還金額は再び増大する見込みです。

これまで、普及拡大のため借り入れた企業債の償還に苦慮してきたことから、今後の改築・更新についてはストックマネジメント計画に基づき計画的な実施と平準化が求められます。

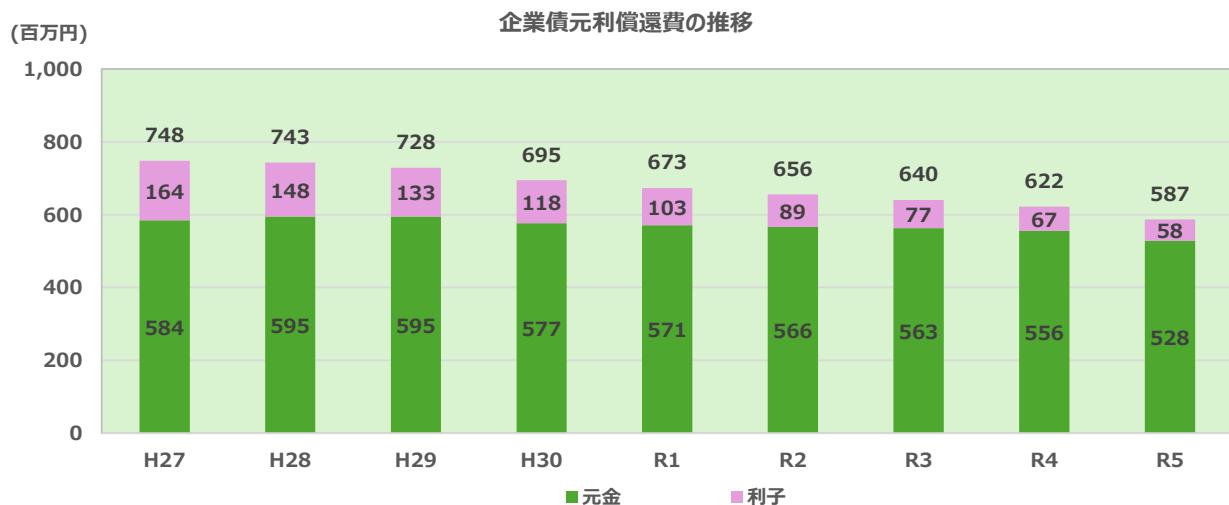


図 17 企業債元利償還費の推移 ※出典：決算統計

2) 一般会計繰入金

過年度の一般会計繰入金の推移は、図 18 のとおりです。令和5年度は、基準内繰入金 79 百万円、基準外繰入金は 240 百万円で合計 319 百万円を一般会計から繰り入れており、繰入総額の 75%が基準外繰入金となっています。

なお、基準内繰入金は総務省の定める基準に基づく一般会計繰入金であり、基準外繰入金はその基準に基づかない赤字補てんのための一般会計繰入金を指します。

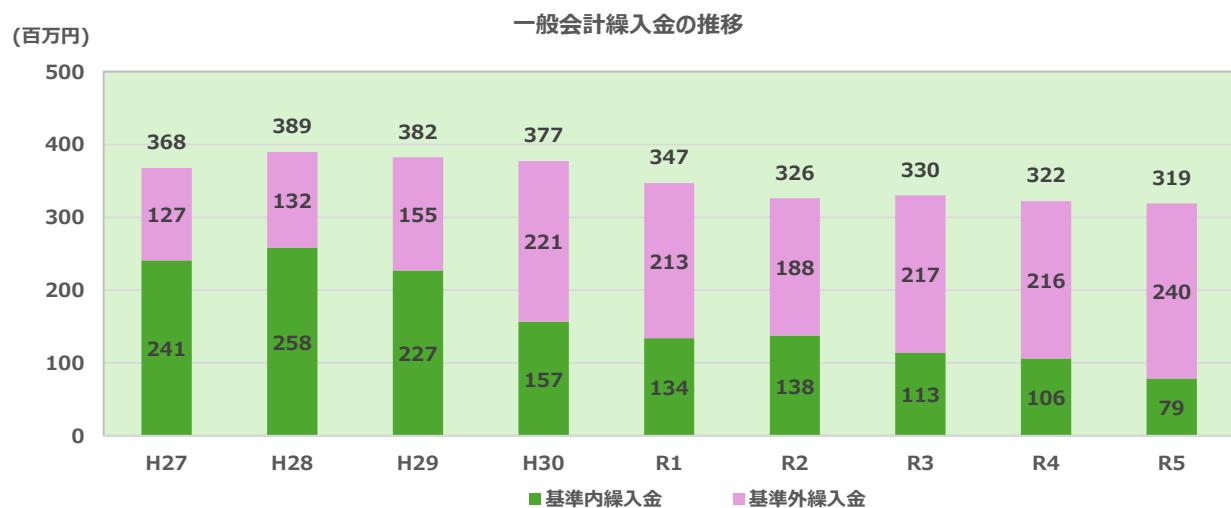


図 18 一般会計繰入金の推移 ※出典：決算統計

3) 経費回収率の推移

下水道事業は、経費の負担区分を踏まえ、汚水処理全てを下水道使用料によって賄うことが基本原則とされていることから、経費回収率（「下水道使用料収入÷汚水処理費×100(%)」で示される指標）が100%を下回っている場合、経費の抑制や、使用料の適正化を図ることにより、経費回収率の向上に取り組む必要があります。本町の経費回収率は、図19のとおり令和5年度で91.4%であり、100%に満たない状況です。参考として令和5年度における下水道使用料収入、汚水処理費の実績を表6に示します。

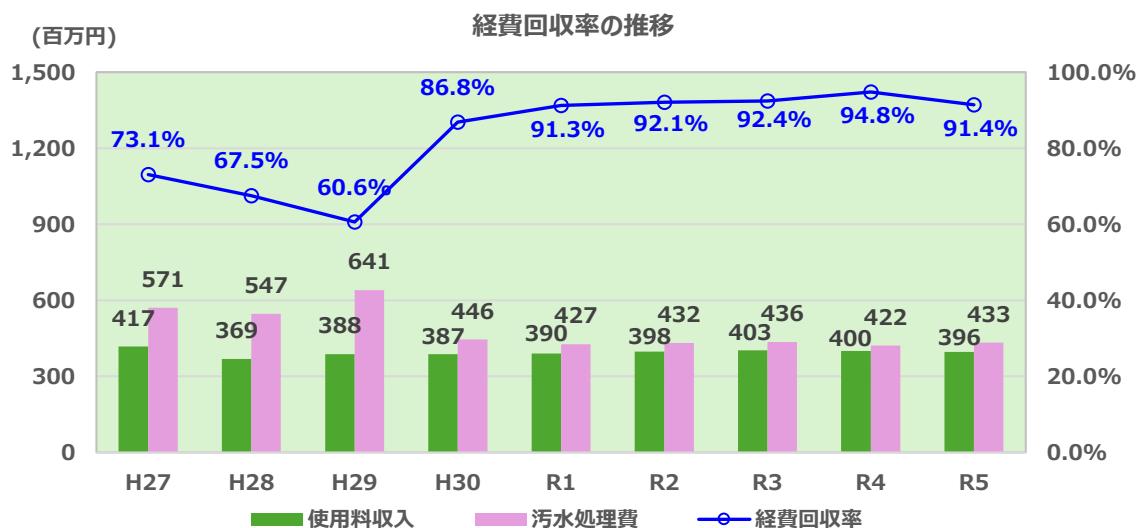


図19 経費回収率の推移 ※出典：決算統計

表6 使用料収入・汚水処理費の内訳（令和5年度実績）※出典：決算統計

項目		単位：千円	
		数式	公共+特環
下水道使用料収入		①	396,029
維持管理費	管渠費	②	14,840
	流域下水道維持管理負担金	③	178,927
	その他（職員給与費・委託料等）	④	6,790
		⑤ = ② + ③ + ④	200,557
汚水処理費	企業債等利息	⑥	50,640
	減価償却費	⑦	718,221
	雨水処理費	⑧	5,172
	分流式下水道等に要する経費	⑨	18,766
	長期前受金戻入	⑩	512,336
	減価償却費(汚水処理費分)	⑪ = ⑦ - ⑧ - ⑨	181,947
		⑫ = ⑥ + ⑪	232,587
		⑬ = ⑤ + ⑫	433,144

3-2. 課題の整理

3-1.で示した各課題について、事業環境、組織・人員、施設及び財務の4項目で整理すると、以下のとおりです。

事業環境に関する課題

- 下水道整備が進み、普及率・水洗化率が高くなったため、下水道処理人口の増加は概ね頭打ちとなっています。
- 将来人口は減少する見通しであることから、将来的に有収水量・下水道使用料収入も減少すると予想されます。
- 物価上昇や賃金上昇の影響で、人件費、動力費及び通信等に係る維持管理費の増加が予想されます。

組織・人員に関する課題

- 職員数は近年増加しておらず、県下の類似規模団体と比べても少ない人数で運営しています。
- 効率化は進めているものの、これ以上の効率化は限界にきています。

施設に関する課題

- 今後、管路の老朽化対策として改築・更新の必要性が高まる見通しとなっています。
- ストックマネジメント計画に基づき計画的に実施した場合でも将来の改築・更新費の増加が見込まれるため投資額の確保が必要となってきます。
- 効率的な改築・更新を進めるため、下水道台帳の整備が必要となっています。

財務に関する課題

- 将來の改築・更新に向けて、計画的な企業債借り入れが必要です。
- 一般会計繰入金のうち、基準外繰入金の割合を下げる必要があります。
- 経費回収率は100%を下回っており、下水道使用料収入で汚水処理費をまかなえていない状況です。

第4章

経営理念と基本方針

— 経営の基本方針 —

(暫定案)

下水道事業は、町民が快適な生活を送るために、持続的に安定したサービスを提供する必要があります。本町では次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

清潔で衛生的に暮らせるまちづくり

下水道の整備を進め、処理区域の拡大を図るとともに、普及・啓発を行うことにより水洗化率を高め、清潔で衛生的な生活環境が保たれるまちづくりをめざします。

持続可能な、効率的で健全な事業運営

下水道事業を将来に亘って持続的・安定的に運営するためには、経営の健全化が必要です。業務の内容を見直し、無駄を省いた効率的な事業運営により原価の抑制を図るとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を図り、経営の健全化をめざします。

第5章

今後の施策と具体的な取り組み

5-1 事業環境

5-2 組織・人員

5-3 施設

5-1. 事業環境

(1) 下水道使用料の改定

本町における下水道使用料の変遷を表7に示します。下水道使用料は使用水量に応じて単価を設定するという使用料体系が採用されています。

将来の下水道使用料は減少が見込まれることや、前回の下水道使用料改定が平成26年度であり、10年間据え置いている状況にあることから、本町では令和5年度に料金改定議案議決を行い、令和7年4月から使用料単価を現行より20円増加することが決定しています。

表7 広陵町の下水道使用料の変遷（条例上の使用料単価）

年度	H9	H12	H19	H26	R1	R7
一般排水 (中間排水及び特定排水以外のもの)	70円/m ³ (73.5円/m ³)	基本料金700円 (735円) + 従量料金11~20m ³ 80円/m ³ (84円/m ³)	100円/m ³ (110円/m ³)	120円/m ³ (130円/m ³)	120円/m ³ (132円/m ³)	140円/m ³ (154円/m ³)
中間排水 (300m ³ を超える 750m ³ まで)	125円/m ³ (131円/m ³)	125円/m ³ (131.25円/m ³)	162円/m ³ (170円/m ³)	185円/m ³ (200円/m ³)	185円/m ³ (204円/m ³)	205円/m ³ (226円/m ³)
特定排水 (750m ³ を超える 分)	150円/m ³ (157円/m ³)	150円/m ³ (157.5円/m ³)	190円/m ³ (200円/m ³)	212円/m ³ (230円/m ³)	212円/m ³ (233円/m ³)	232円/m ³ (255円/m ³)

※カッコ内は消費税込みの金額

(2) 適正な使用料の検証

令和7年4月から下水道使用料改定を行いますが、その場合でも総務省の通知により示されている公営企業として収支改善を図るために最低限の使用料単価3,000円/20m³(150円/m³)を達成することができません。

図20に財政収支予測による経費回収率の見通しを複数ケース示しています。各ケースは次のシナリオを想定しており、本町では当面、ケース2の状況が続くと想定されます。

- ケース1：令和5年度現在の使用料単価が継続する（令和7年度に決定されている下水道使用料改定を実施しない）場合
- ケース2：下水道使用料改定（令和7年度以降に使用料単価を20円増加）を行う場合
- ケース3：ケース2に加え、経営戦略計画期間の中間年度に総務省の示す150円/m³に再改定を行う場合

ケース1では令和7年度の下水道使用料改定を見込まないため、経費回収率は100%を大きく下回るものとなります。ケース2では、令和7年度の下水道使用料改定により経費回収率は13.4%改善すると予測されます。ケース3ではさらに経費回収率は改善され、令和16年度の経費回収率が97.6%と予測され、100%に近づくことから、実績も見ながら必要に応じてさらなる改定を目指していきます。

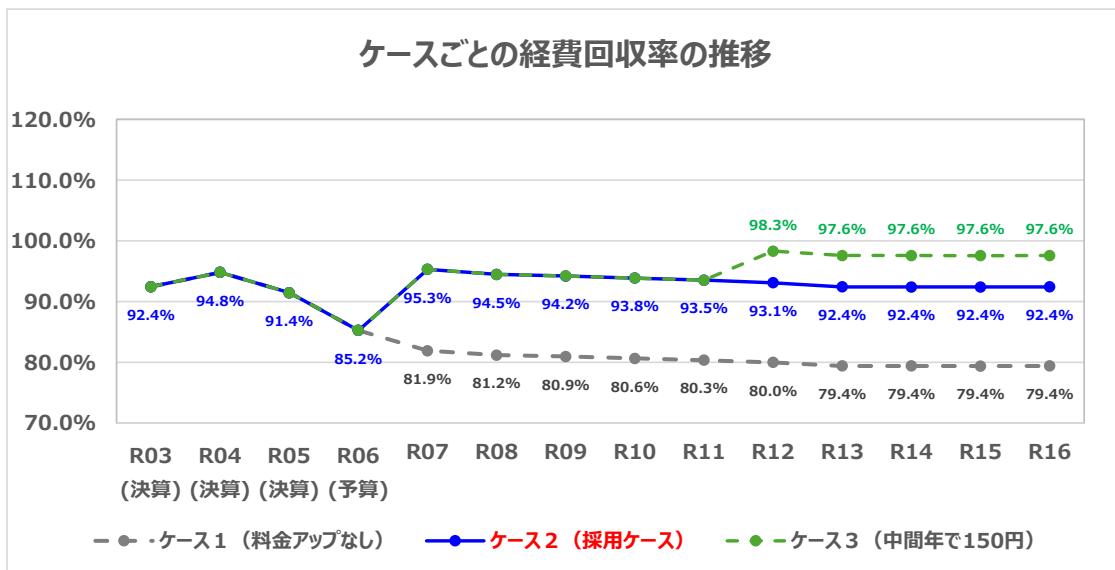


図20 適正な使用料収入の検証（設定ケースによる経費回収率の予測推移）

5-2. 組織・人員

(1) 組織改編

令和5年度時点では、主として下水道事業を担当するのは「下水道工務係」及び「下水道業務係」の2名となっています。この2名に加え、水道事業担当職員が上水道・下水道事業を連携して担当しているという実態となっています。しかしながら、令和7年度から、水道事業は奈良県広域水道企業団に事業統合されることから、上下水道課から水道事業を切り離す組織改編を行います。この組織改編に伴い、令和7年度からは下水道事業は3名体制での運営に変更を予定しています。

(2) 官民連携（PPP/PFI）手法の検討

職員のみでの効率的な作業実施は、限界にきているため、官民連携（PPP/PFI）手法の検討を進めています。

当該手法の導入により、効率化や職員負担の軽減を図れるほか、維持管理費（人件費含む）や建設改良費（改築費の増加）を抑制できる可能性もあります。

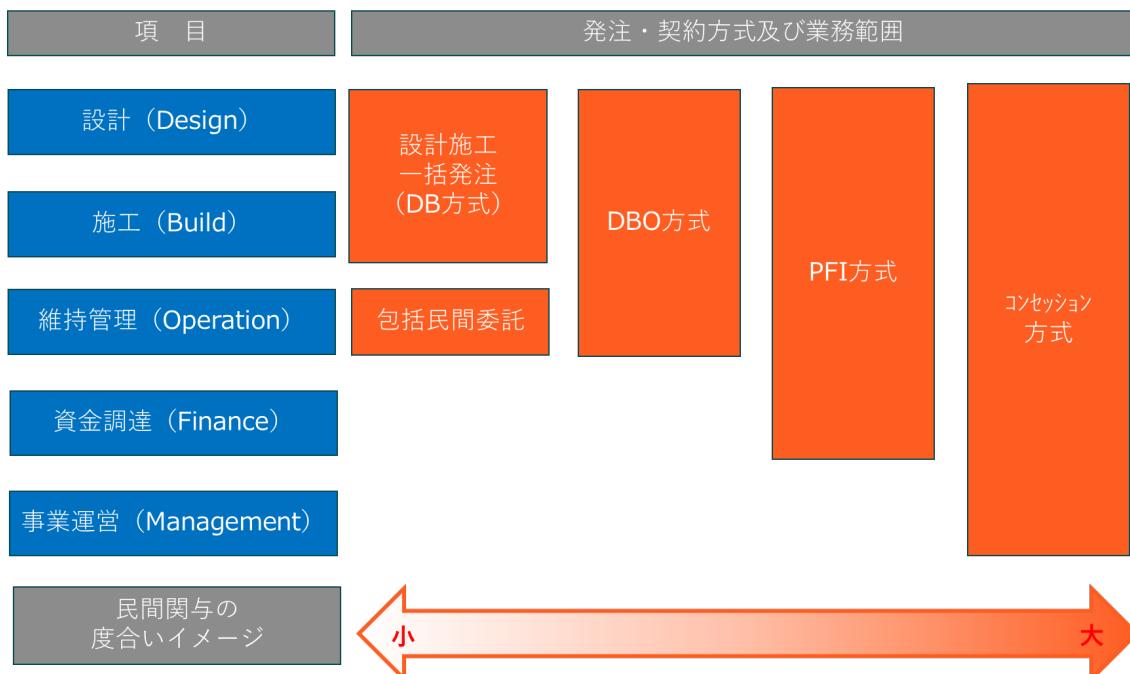


図 21 官民連携(PPP/PFI)手法の種類と範囲

5-3. 施設

(1) ストックマネジメント計画の策定

本町では平成29年度にストックマネジメント計画を策定しています。

本計画は、現有の下水道施設（主に管渠とマンホール施設）について、将来に亘る改築需要の見通しや、リスク評価に基づく優先順位の設定等といった維持管理の基本方針を示すもので、改築・更新に係る事項について、次の内容が示されています。

- 管理区分（状態監視保全、時間計画保全）
- 点検・調査の頻度（腐食環境下、一般環境下）
- 点検・調査の優先順位（リスク評価図を図22に示す）

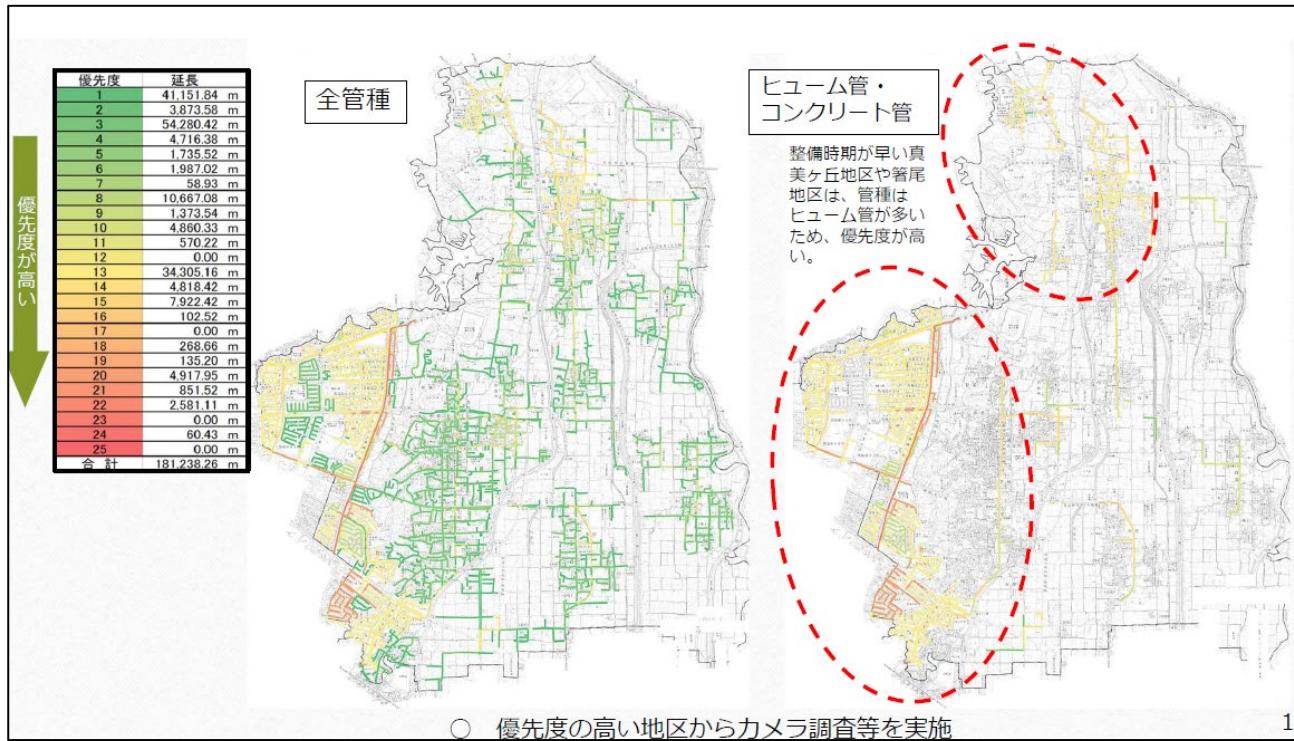


図22 リスク評価図 ※出典：広陵町下水道ストックマネジメント計画

- 長期的な改築費用の算出（シナリオ検討による）

(2) 計画的な点検・調査、修繕・改築の実施

ストックマネジメント計画に基づき、リスクの高い施設を対象とした点検・調査を実施していますが、現状では、最も古い管渠で布設後年数は45年となっており、管渠の標準耐用年数である50年を下回っています。

しかし、20年後には標準耐用年数を上回る管渠は全体の約47%となるため、改築需要の急激な増加を見越した点検・調査を実施していく必要があります。

ストックマネジメント計画では、予防保全による改築・更新を進めるため、年間約196百万円の平準化した事業費を見込むことで、下水道管渠施設の健全性を一定のレベルで確保することを目指しています。予防保全により、老朽化に伴う施設の不具合発生や施設の劣化等に起因する二次災害を未然に防ぐことを目指します。

本経営戦略においても、このストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築を行っていくことで、下水道機能を確保するため、概ねこの費用を建設改良費として見込む投資試算を行っています。

表 8 改築シナリオの検討結果 ※出典：広陵町下水道ストックマネジメント計画

シナリオ	内容	所見	評価視点① (緊急度の推移傾向)		評価視点② (投資額の実現性)		総合評価
			指標値	評価	指標値	評価	
1	単純更新 (標準耐用年数50年)	・投資の波が生じる。 ・劣化の進行していない管渠を改築する可能性がある。	緊急度I が存在する	×	361百万円/年	○	△
2	緊急度Iのみを改築	・将来的な健全度の割合のあるレベルで維持することができる。	概ね良好	○	196百万円/年	◎	◎
3	緊急度Iと緊急度IIを改築	・緊急度IとIIを改築するため、将来的な健全度が上昇する。	良好	◎	487百万円/年	×	○
4	一定の予算制約下で改築	・投資額は一定 ・劣化の進行が悪化	緊急度I が存在する	×	100百万円/年	◎	×

※年当たり投資額は2020年～2073年までの今後55年間での改築費用より算出

備考：緊急度Iとは施設が機能していない状態、緊急度IIは早急に施設の改築が求められる状態、を指します

(3) 下水道電子台帳の整備

下水道管路施設の改築にあたっては、下水道施設情報を有した台帳の活用により効率化を図ることができます。しかし、本町で管理している下水道電子台帳には次の事項について不明箇所があるため、これらを再調査・補完する必要があります。

- 管種 : 234m が不明（延長比約 0.1%が不明）
- 管径 : 330m が不明（延長比約 0.2%が不明）
- 施工年度 : 67,262m が不明（延長比約 37.2%が不明）

また、下水道電子台帳の整備にあたっては、DX（デジタルトランスフォーメーション）化も視野に入れ、台帳施設情報のクラウド化や維持管理情報の標準化によりデータ活用環境の整備についても検討を行います。

第6章

投資・財政計画（収支計画）

- 6-1 投資・財源の試算条件
- 6-2 収益的収支の見通し
- 6-3 資本的収支の見通し
- 6-4 目標設定（KPI）

6-1. 投資・財源の試算条件

投資・財源計画（収支計画）は、表9の条件で試算しました。

表9 投資・財源試算の前提条件

項目		予測の前提条件
収益的 収支	営業収益	料金収入（下水道使用料収入） 将来の有収水量×平均使用料単価により算出。 使用料改定を想定する場合は総使用料収入に一律の増加金額を上乗せ。
		その他（受託工事収益・雨水処理負担金） 雨水事業に係る負担金。実績を使用。 基準内繰入金として計上。
	営業外収益	他会計補助金 一般会計繰入金（基準内・基準外）を指します。実績を踏まえた将来見込みにより算出。
		長期前受金戻入 投資実績の財源内訳より算出。将来投資分については償還計算により算出。財源の内、国庫補助金・受贈財産評価額・県補助金・工事負担金を収益として割り振っている
		その他 手数料やその他雑収益を指します。実績を踏まえた将来見込みにより算出。
	営業費用	職員給与費 実績を踏まえた将来見込みにより算出。直近の実績を一定額を基本とし、賃金上昇率 ^{※1)} を乗じて算出。
		経費 実績を踏まえた将来見込みにより算出。実績を踏まえた将来見込みに物価上昇率 ^{※2)} を乗じて算出。
		減価償却費 投資実績より算出。将来投資分については償還計算により算出。
	営業外費用	支払利息 借入実績及び将来の借り入れ見込みにより算出。
		その他 その他雑支出を示します。予測期間では計上しない。
資本的 収支	収入	企業債 将来の投資見込みにより算出。
		他会計補助金 一般会計繰入金（基準内・基準外）を指します。建設改良費や企業債償還金の財源として一般会計から繰り入れるものです。実績を踏まえた将来見込みにより算出。
		国(県)補助金 建設改良費の財源として見込みます。将来の建設改良費の見込みにより算出。
		工事負担金 受益者負担金を指します。整備は概ね完了しているため、予測期間では計上しない。
	支出	建設改良費 将来の建設設計画に基づき算出。実績を踏まえた将来見込みにより算出した職員給与費や流域下水道事業の建設負担金を含みます。建設改良費の内、流域下水道建設負担金（物価上昇 ^{※2)} を、職員給与費については賃金上昇率 ^{※1)} を乗じて算出。
		企業債償還費 借入実績及び将来の借り入れ見込みにより算出。

※1) P.16、表5内に記載している平均値（直近5年）である0.32%を使用

※2) P.16、表5内に記載している平均値（直近5年）である1.32%を使用

6-2. 収益的収支の見通し

収益的収支の見通しは以下のとおりです。令和6・7年度は予算値、令和8年度以降が収支予測による計算値となっています。（2事業の合計値を記載）

区分		年度	令和5年度 (決算値)	令和6年度 (予算値)	令和7年度 (予算値)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)	403,335	400,733	464,284	459,257	456,923	454,632	
	(1) 料金収入	396,029	393,635	457,311	451,951	449,617	447,326	
	(2) 受託工事収益 (B)	935	1,136	1,045	935	935	935	
	(3) その他の	6,371	5,962	5,928	6,371	6,371	6,371	
	2. 営業外収益	698,984	721,810	695,066	639,159	625,409	607,759	
	(1) 補助金	186,617	196,682	165,200	157,996	142,918	123,871	
	他会計補助金	186,617	196,682	145,200	157,996	142,918	123,871	
	その他補助金	0	0	20,000	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	512,336	525,113	529,792	481,162	482,490	483,887	
	(3) その他の	31	15	74	1	1	1	
収入計 (C)		1,102,319	1,122,543	1,159,350	1,098,416	1,082,332	1,062,391	
収益的支出	1. 営業費用	929,443	976,108	987,508	959,668	962,403	965,399	
	(1) 職員給与費	5,544	6,361	16,061	11,159	11,195	11,231	
	基本給	5,544	6,361	13,547	11,159	11,195	11,231	
	退職給付費	0	0	2,514	0	0	0	
	その他の	0	0	0	0	0	0	
	(2) 経費	205,678	250,329	250,325	227,055	228,451	229,842	
	動力費	0	0	0	0	0	0	
	修繕費	2,693	2,727	2,963	2,765	2,802	2,839	
	材料費	142	170	175	146	148	150	
	その他の	202,843	247,432	247,187	224,144	225,501	226,853	
	(3) 減価償却費	718,221	719,418	721,122	721,454	722,757	724,326	
支出	2. 営業外費用	58,244	68,501	64,940	44,149	40,051	36,478	
	(1) 支払利息	58,242	68,001	52,440	44,149	40,051	36,478	
	(2) その他の	2	500	12,500	0	0	0	
支出計 (D)		987,687	1,044,609	1,052,448	1,003,817	1,002,454	1,001,877	
経常損益 (C)-(D) (E)		114,632	77,934	106,902	94,599	79,878	60,514	

第6章 投資・財政計画（收支計画）

区分		年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)	452,781	450,492	447,274	444,501	441,284	438,525	
	(1) 料金収入	445,475	443,186	439,968	437,195	433,978	431,219	
	(2) 受託工事収益 (B)	935	935	935	935	935	935	935
	(3) その他の	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371
	2. 営業外収益	589,904	560,910	554,526	530,434	527,124	520,777	
	(1) 補助金	104,592	74,504	68,321	46,242	44,724	42,836	
	他会計補助金	104,592	74,504	68,321	46,242	44,724	42,836	
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	485,311	486,405	486,204	484,191	482,399	477,940	
	(3) その他の	1	1	1	1	1	1	1
収入計 (C)		1,042,685	1,011,402	1,001,800	974,935	968,408	959,302	
収益的支出	1. 営業費用	968,408	970,929	990,701	967,539	962,219	953,777	
	(1) 職員給与費	11,267	11,303	11,339	11,375	11,411	11,447	
	基本給	11,267	11,303	11,339	11,375	11,411	11,447	
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	
	その他の	0	0	0	0	0	0	
	(2) 経費	231,387	232,735	253,672	234,764	235,637	236,679	
	動力費	0	0	0	0	0	0	
	修繕費	2,876	2,914	2,953	2,992	3,031	3,071	
	材料費	152	154	156	158	160	162	
	その他の	228,359	229,667	250,563	231,614	232,446	233,446	
	(3) 減価償却費	725,754	726,891	725,690	721,400	715,171	705,651	
2. 営業外費用		33,277	30,387	27,948	25,910	24,490	23,444	
(1) 支払利息	33,277	30,387	27,948	25,910	24,490	23,444		
(2) その他の	0	0	0	0	0	0		
支出計 (D)		1,001,685	1,001,316	1,018,649	993,449	986,709	977,221	
経常損益 (C)-(D) (E)		41,000	10,086	△ 16,849	△ 18,514	△ 18,301	△ 17,919	

- | | |
|-------|--|
| 収益的収入 | <ul style="list-style-type: none"> • R7は使用料改定により下水道使用料収入が増加します • しかし、人口減少により期間中は減少傾向となります • 下水道使用料収入の増加により基準外繰入金は縮減されます • 維持管理費は物価上昇、賃金上昇により増加傾向となります |
| 収益的支出 | <ul style="list-style-type: none"> • 減価償却費は資産の償却に応じて減少傾向となります • 支払利息についても償還が進むことで減少傾向となります • 当面、収支はプラスで推移します • しかし、下水道使用料収入の減少や維持管理費の上昇の要因で収支の差は小さくなり、R13で収支が逆転します |

第6章 投資・財政計画（收支計画）

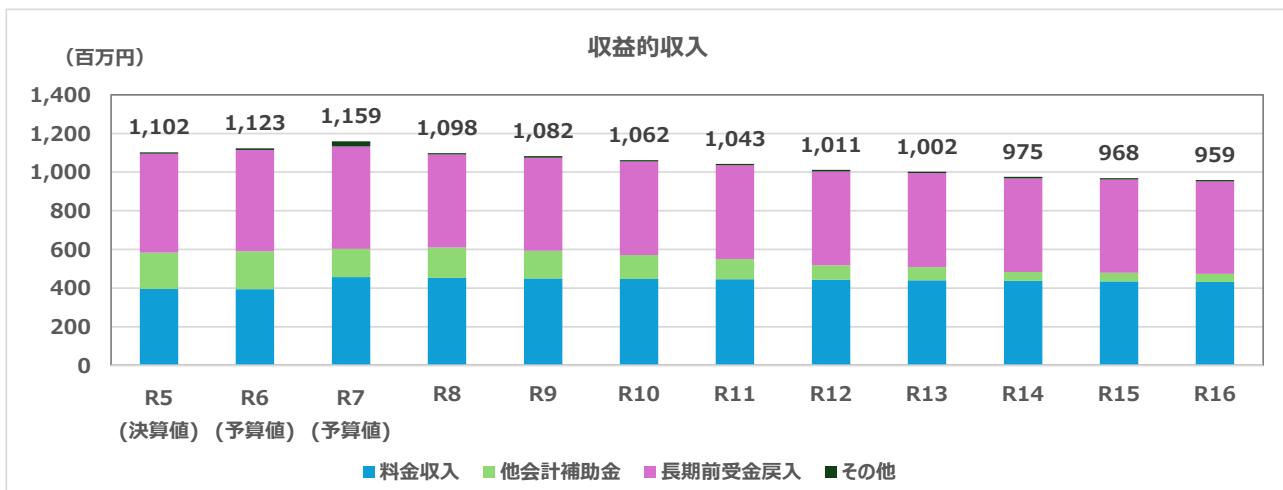


図 23 収益的収支の内訳と推移予測

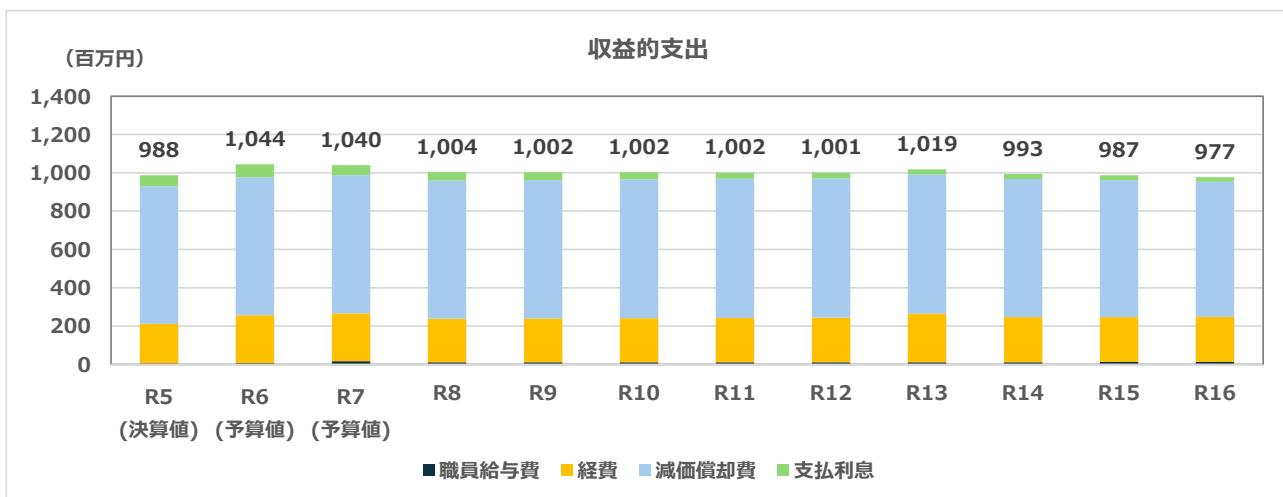


図 24 収益的支出の内訳と推移予測



図 25 収益的収支の推移予測

6-3. 資本的収支の見通し

資本的収支の見通しは以下のとおりです。令和6年度、7年度は予算値、令和8年度以降が収支予測による計算値となっています。（2事業の合計値を記載）

区分		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
			(決算値)	(予算値)	(予算値)					
資本的収入	1. 企業債	200,200	289,400	227,300	129,500	119,300	107,000			
	うち資本費平準化債	84,300	100,000	40,000	32,400	22,100	9,800			
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 他会計補助金	126,257	126,788	125,246	123,067	121,166	119,154			
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0		
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0		
	6. 国(都道府県)補助金	51,041	86,000	124,000	93,550	93,465	93,379			
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 工事負担金	0	0	18,000	0	0	0	0		
	9. その他の	0	0	0	0	0	0	0		
計			(A)	377,498	502,188	494,546	346,117	333,931	319,533	
資本的支出	1. 建設改良費	170,122	308,623	329,317	200,000	200,000	200,000			
	うち職員給与費	5,662	6,561	7,124	5,698	5,716	5,734			
	2. 企業債償還金	528,475	507,347	483,919	461,058	434,124	400,532			
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0		
	5. その他の	0	0	0	0	0	0	0		
計			(C)	698,597	815,970	813,236	661,058	634,124	600,532	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額			(A)-(C)	(D)	321,099	313,782	318,690	314,941	300,193	280,999

区分		年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度		
			(決算値)	(予算値)	(予算値)					
資本的収入	1. 企業債	97,400	97,500	97,600	97,700	97,700	97,900			
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0		
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 他会計補助金	117,084	115,006	113,176	110,797	109,368	108,049			
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0		
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0		
	6. 国(都道府県)補助金	93,291	93,203	93,114	93,023	92,930	92,837			
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0		
	9. その他の	0	0	0	0	0	0	0		
計			(A)	307,775	305,709	303,890	301,520	299,998	298,786	
資本的支出	1. 建設改良費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000			
	うち職員給与費	5,752	5,770	5,788	5,807	5,826	5,845			
	2. 企業債償還金	369,262	336,323	306,567	263,246	234,456	207,331			
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0		
	5. その他の	0	0	0	0	0	0	0		
計			(C)	569,262	536,323	506,567	463,246	434,456	407,331	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額			(A)-(C)	(D)	261,487	230,614	202,677	161,726	134,458	108,545

資本的収入

- ・資本的収入は主に建設改良費の財源を計上しています。建設改良費は平準化した事業費を見込むものとしているため、概ね同程度の費用が継続的に予測される結果となります
 - ・建設改良費は平準化した事業費を見込んでいます（単年2億円）
 - ・企業債償還金はピークを越えているため減少傾向となります
- 資本的収支**
- ・継続して収支の不足分が生じる結果となります
 - ・しかし、企業債償還金の減少により不足分は減少していくものとなります
- 下水道使用料収入の増加により基準外繰入金は縮減されます

(百万円)

資本的収入

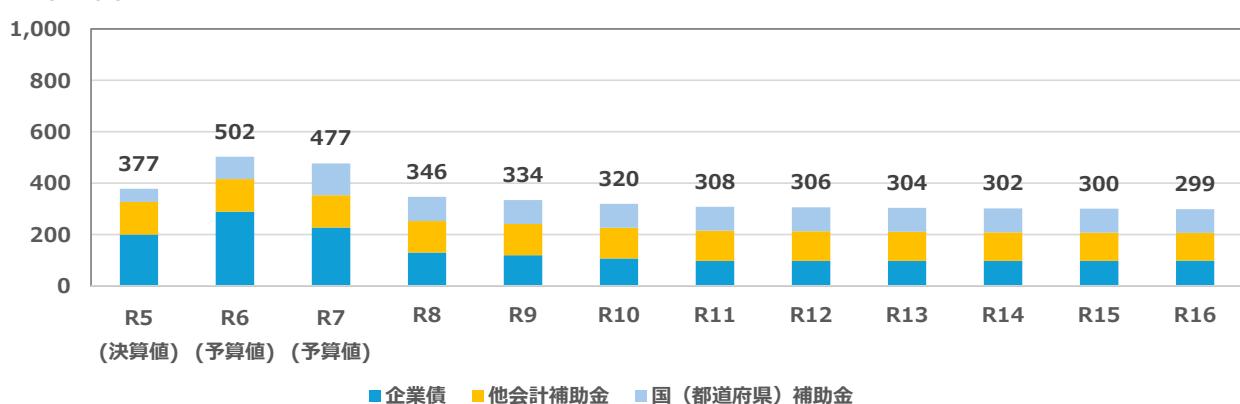


図 26 資本的収支の内訳と推移予測

(百万円)

資本的支出

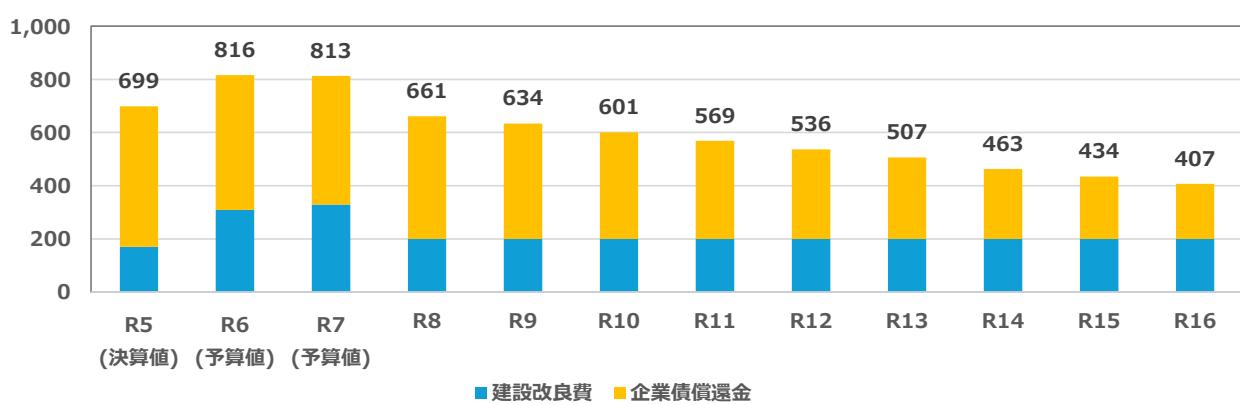


図 27 資本的支出の内訳と推移予測

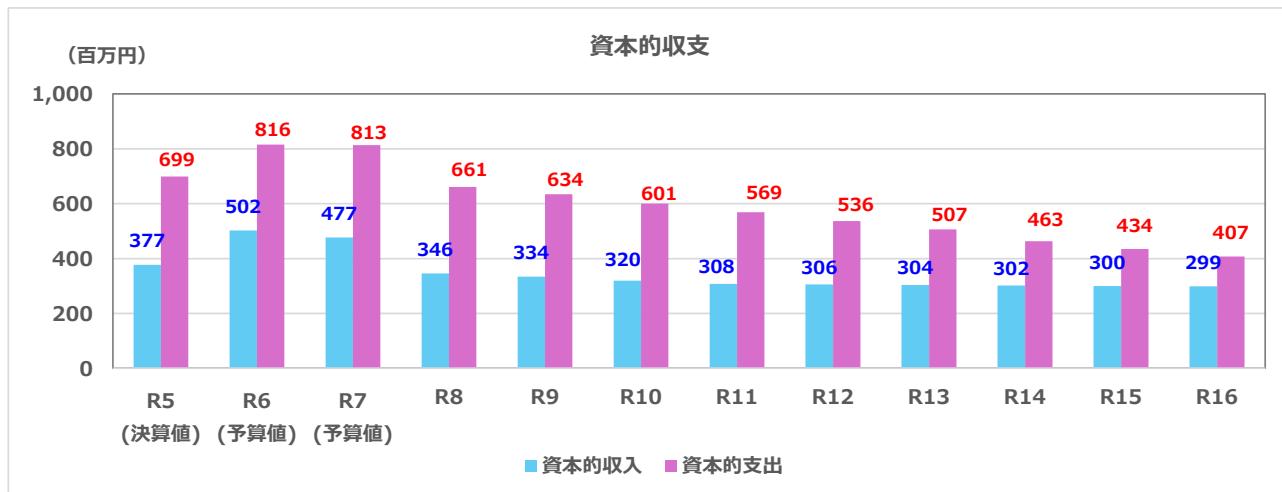


図 28 資本的収支の推移予測

6-4. 目標設定（重要業績指標KPI）

人（組織・職員に関する課題に対応する指標）

モニタリング指標	算式	R5年度 実績	R11 予測値	R16 予測値	目標値	目標値の理由
職員1人当たりの有収水量 (千m ³ /人)	有収水量／下水道職員数	1,622	1,045	1,012	811	R5実績は2名体制、予測値は3名体制で算定しています。目標値はR5実績を4名体制とした値とした

モノ（施設整備、改築・更新に関する課題に対応する指標）

モニタリング指標	算式	R5年度 実績	R11 予測値	R16 予測値	目標値	目標値
管渠改善率 (%)	改築（更新・改良・修繕）管渠延長 / 下水道維持管理延長×100	0.1	2.0	2.0	2.0	概ね50年間（管渠の標準耐用年数）で全管渠が改築・更新できる基準とした

力ネ（経営に関する課題に対応する指標）

モニタリング指標	算式	R5年度 実績	R11 予測値	R16 予測値	目標値	目標値
経費回収率 (%)	使用料収入 / 汚水処理費×100	91.4	93.5	92.4	100.0	使用料収入≥汚水処理費となる100%以上
経常収支比率 (%)	（営業収益 + 営業外収益） / （営業費用 + 営業外費用） ×100	111.6	104.1	98.2	100.0	黒字となる100%以上
現金不足額（百万円）※	現金収支による不足額	241.0	125.0	0.0	0.0	不足額の解消

※現金不足額はP.42、43で記載しているモニタリング手法の対象項目ではありませんが、赤字補てんの要因となるため町内の経年推移を把握するために設定しています

第7章

進捗管理

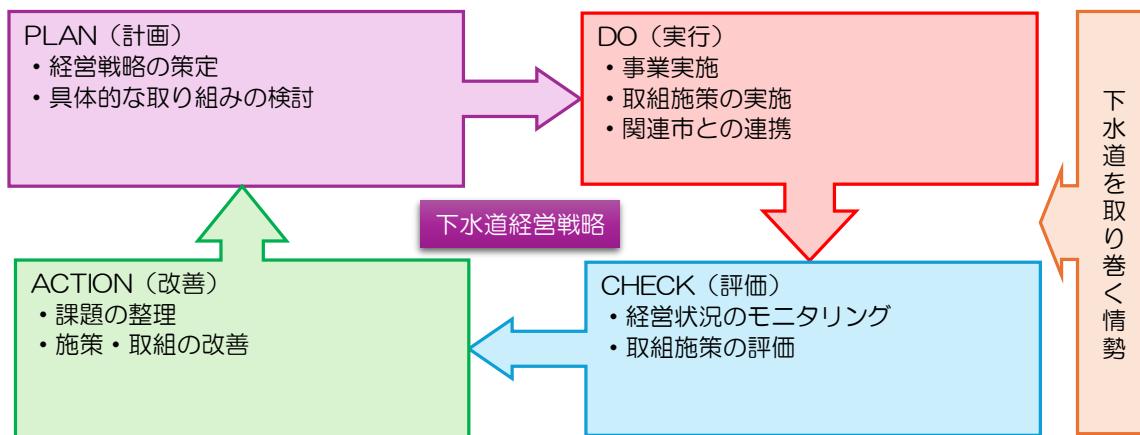
7-1 基本方針

7-2 モニタリング手法

7-3 経費回収率向上のためのロードマップ

7-1. 基本方針

経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づき、各種施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ本計画を見直していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図ります。また、町内的人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な情勢を鑑みて、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



7-2. モニタリング手法

今後の継続的な経営モニタリング実現のため、本町における毎年度の決算値に基づく財務指標について他団体（全国・県・類似団体）との相対的な比較を行います。また、この財務指標について前年度からの向上・悪化状況のモニタリングを実施します。

比較する財務指標については本計画の取り組み施策と関連する項目を表10に示す通り選定しました。具体的には、図29に示すイメージのとおり、人・モノ・カネの区分で設定される財務指標を毎年度更新することで経営診断を行います。

表 10 他団体（全国・県・類似）と比較とする財務指標

区分	NO	財務指標	選定理由	KPI対象
人	1	職員数（内訳：損益勘定職員+資本勘定職員）	類似団体と比べ職員数が少ないことが課題となっているため	
	2	職員1人当たりの有収水量	同上	○
	3	維持管理費民間委託比率	運営基盤強化へ向けた取り組みとして民間委託の活用状況の把握のため	
モノ	4	水洗化率（接続率）	使用料収入の確保の観点で水洗化率の維持が必要となるため	
	5	管渠改善率	管渠の改善へ向けた現況把握のため	○
カネ	6	使用料単価	収支構造の改善に向けた適正な使用料単価の把握のため	
	7	汚水処理原価	収支構造の改善に向けた適正な汚水処理原価の把握のため	
	8	汚水処理原価（維持管理費）	汚水処理原価の内、維持管理費と資本費の内訳把握のため	
	9	汚水処理原価（資本費）	同上	
	10	経費回収率	経営の自立性の把握のため	○
	11	経常収支比率	同上	○
	12	繰入金比率（基準外）	同上	

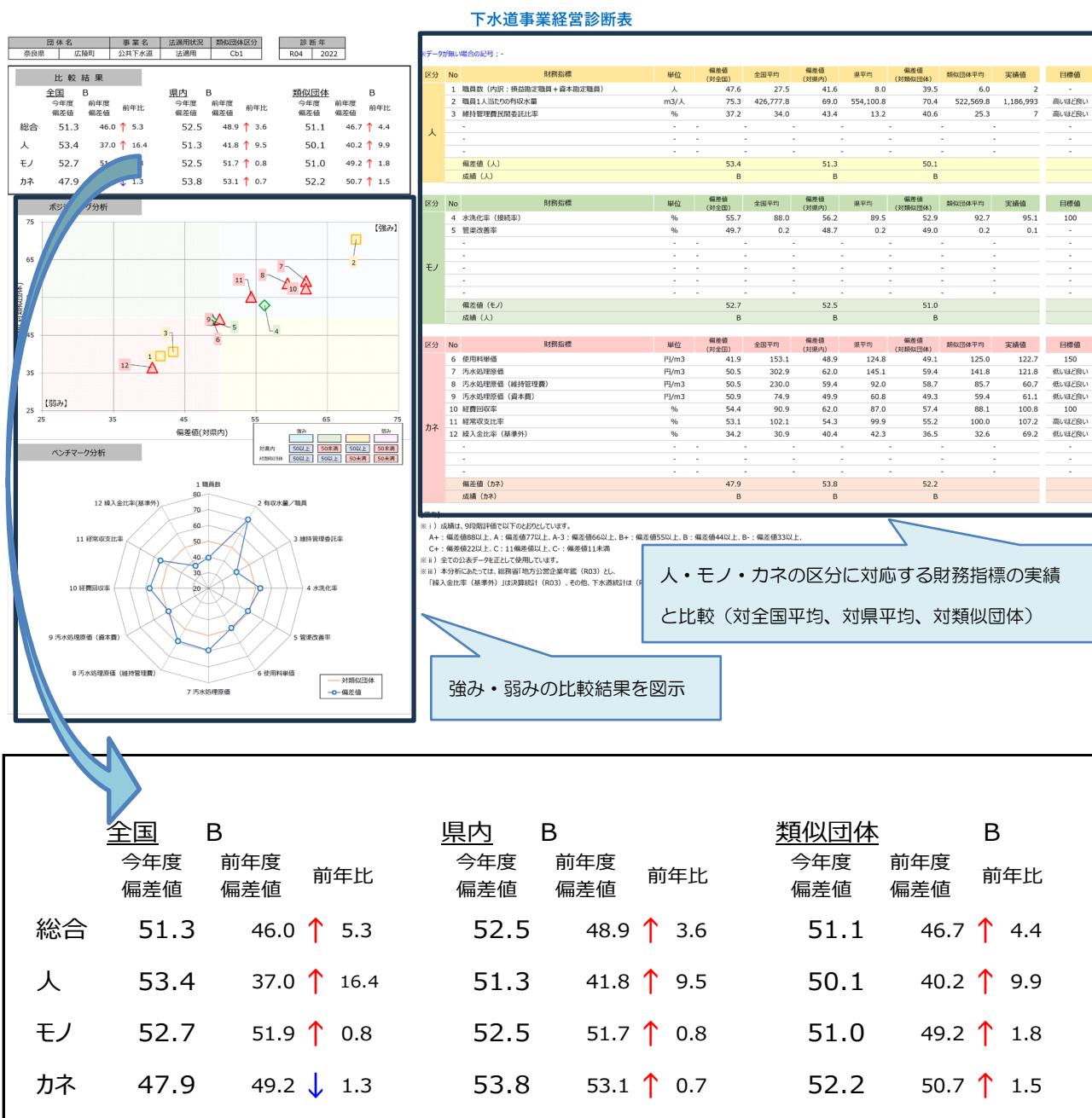


図 29 他団体(全国・県・類似)との比較による経営診断のイメージ(令和4年度・公共の診断結果)

7-3. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

(1) ロードマップ

経営戦略については概ね5年ごとに、問題点や改善点を踏まえ見直しを行います。その際に経費回収率向上に向け、適正な使用料について検討を行います。また、ストックマネジメント計画に基づき、事業費の平準化を図ります。

表 11 経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目	年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16					
経営戦略計画期間							経営戦略 計画期間（令和6年度改定）										
経営戦略見直し	◎						◎					◎					
経営戦略計画期間(見直し後)							経営戦略 計画期間（令和11年度改定）										
使用料の検討		使用料改定 ◎				使用料検討					使用料検討						
ストックマネジメント実施計画	実施計画 (第1期)				実施計画(第2期)			実施計画(第3期)			実施計画 (第4期)						
ストックマネジメント実施計画の改定	◎					◎				◎							
官民連携（PPP/PFI）導入			検討				民間委託の実施										

(2) 業務目標

1) 計画期間

- 令和7（2025）年度～令和16（2034）年度の10年間

2) 取組内容

- 下水道使用料の改定（令和7年度実施）
- ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施（事業の効率化、投資の平準化）
- 経営戦略の定期的な見直し
- PPP/PFI手法に係る検討の実施

3) 業務目標

- 令和16年度の経費回収率100%以上の確保
- 令和16年度までの期間、水洗化率100%

(3) 業績目標の見通し

1) 経費回収率の推移

経営戦略策定期間である令和7~16年度の10年間における収支計画より、経費回収率の見通しは次のとおりとなります。

取組施策を実施することで、経費回収率は改善し、100%に近づく見通しです。中間年において実績を踏まえ下水道使用料検討を行うことで100%の達成を目指します。

表 12 使用料単価・汚水処理原価及び経費回収率の推移

項目	年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率 (A/B×100)	使用料単価(A) (円/m³)	121.1	141.1	141.1	141.1	141.1	141.1	141.1	141.1	141.1	141.1	141.1
	汚水処理原価(B) (円/m³)	142.1	148.1	149.4	149.8	150.3	150.9	151.6	152.7	152.7	152.7	152.7
		85.2%	95.3%	94.5%	94.2%	93.8%	93.5%	93.1%	92.4%	92.4%	92.4%	92.4%

※R06は予算値

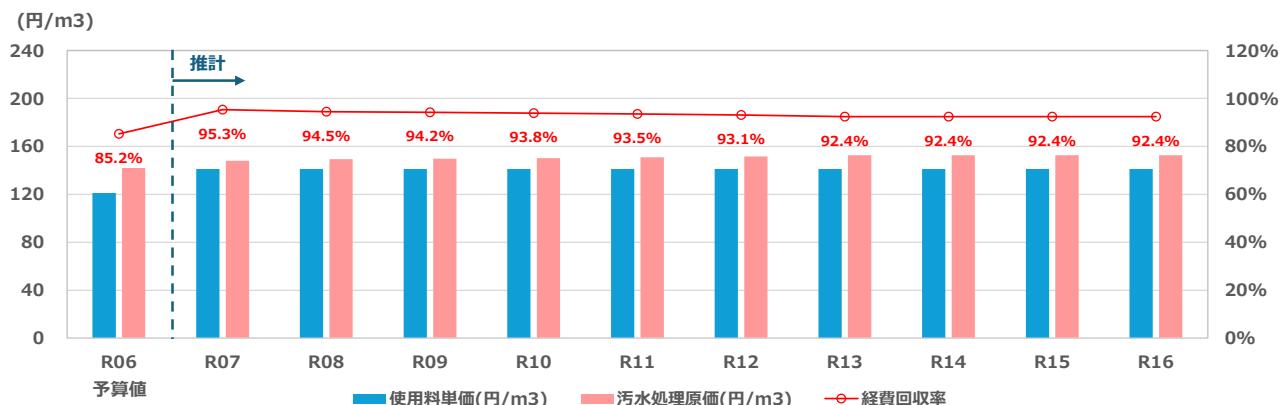


図 30 使用料単価・汚水処理原価及び経費回収率の推移

2) 水洗化率の推移

本町における水洗化率は令和5年度決算で93.6%と高い水準となっています。このため、経営戦略策定期間である令和7~16年度の10年間においては、この水準を維持するものとしていますが、さらなる下水道使用料収入の確保の観点で最終的には100%を目指します。

表 13 水洗化率の推移

項目	年度											
		R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
水洗化率 (A/B×100)	処理区域内人口(A) (人)	34,381	34,207	33,932	33,758	33,586	33,447	33,274	33,033	32,825	32,583	32,376
	水洗化人口(B) (人)	32,180	32,017	31,761	31,597	31,436	31,306	31,145	30,919	30,724	30,498	30,304
		93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%	93.6%

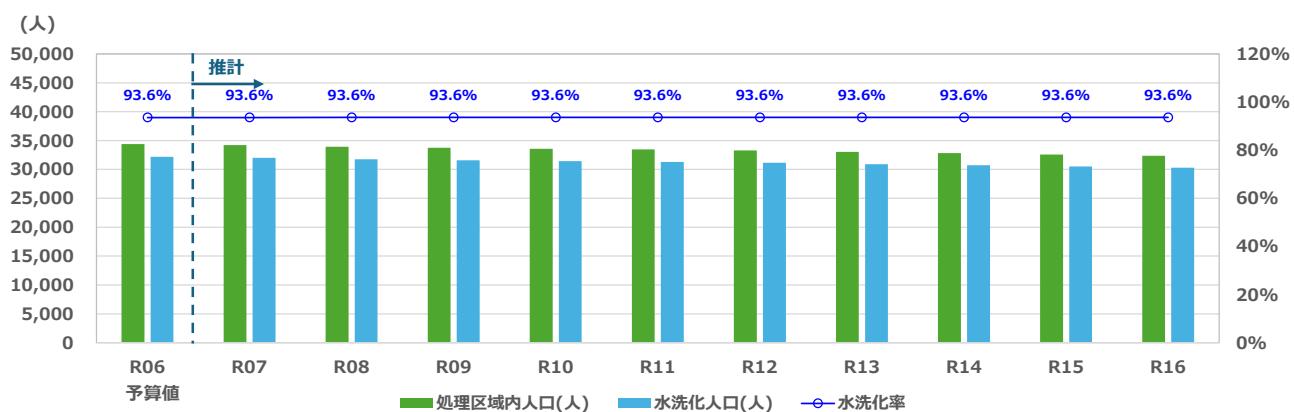


図 31 水洗化率の推移

第8章

參考資料

8-1 用語集

8-1. 用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
あ行		
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、マンホールポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成	16
汚水処理費用	維持管理費及び資本費の内、汚水処理に要した経費	21
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。	46
か行		
改築・更新	既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うこと。	5
官民連携（PPP/PFI）手法	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式があります。これをPPP（Public Private Partnership）と呼ぶことから、PPP/PFIと呼称する場合もある。	28
公営企業会計	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の事実に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。	4
企業債償還費	建設などの資産取得の財源として起こされた企業債に対する返済費用	19
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。赤字補てんのための繰入金。	20
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。具体的には分流式下水道等に要する経費・高度処理費・臨時財政特例債・普及特別対策に要する経費・流域下水道の建設に要する経費を計上している。	20
一般会計繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。	20
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式) 使用料収入 ÷ 汚水処理費用(公費負担分を除く)	21
経費の負担原則	地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則）より「地方公営企業の経費は、一般会計で負担すべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。水道、下水道事業のなかで、一般会計が負担すべき事業も行うため、これらの経費に料金を充ててはならない。」	4
減価償却費	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上する。	21 (表7内)

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
さ行		
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行なう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出とその財源となる収入。	33
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	33
従量料金制	下水道利用水量に応じて料金を決める方法	13
重要業績指標（KPI）	中長期的な見通しを持った計画として、重点目標を実現する政策パッケージごとに進捗を示すための指標（KPIはKey Performance Indicatorの略。）	40
処理区域内人口	下水道に接続可能な区域内の人口	8
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。	9
水洗化率	下水道の処理区域内人口に対して、水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合 (算式)水洗便所設置済÷人口処理区域内の行政入口	9
ストックマネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する方針を示すための計画	5
た行		
長期前受金戻入	減価償却が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源（国庫補助金・受贈財産評価額・県補助金・工事負担金）を収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。	21 (表7内)
DX（デジタルトランスフォーメーション）	業務そのものや、組織、プロセスを変革するためのデータとデジタル技術の活用基盤の構築・活用	31
や行		
有収水量	使用料徴収の対象となる水量	12
ら行		
利子	建設などの資産取得の財源として起された企業債に対する返済時の利子	19
流域下水道	川や海などの水質を効率よく効果的に守るために、二つ以上の市町村の下水をまとめて処理すること。 流域下水道の設置及び管理は、原則として都道府県が行っている。	3

広陵町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奈良県 広陵町

事 業 名 : 下水道事業(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道)

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和59年4月20日 (供用開始後40年)	法適用(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法適用 (全部適用)
処理区域内人口密度	43.4人/ha (公共下水道事業:58.44人/ha 特定環境保全公共下水道事業:24.8人/ha)	流域下水道等への接続の有無	有 (大和川上流・宇陀川流域下水道)
処理区数	2		
処理場数	0		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	奈良県の大和川上流・宇陀川流域下水道に接続しています		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方		区分	一般排水	中間排水	特定排水		
		汚水量	右以外のもの	300m ³ を超えるもの	750m ³ を超えるもの		
業務用使用料体系の概要・考え方		金額(税抜)	1m ³ につき120円	1m ³ につき185円	1m ³ につき212円		
その他の使用料体系の概要・考え方		区分	200mgを超える 300mg以下	300mgを超える 600mg以下	600mgを超える 1,000mg以下	1,000mgを超える 1,500mg以下	
		1m ³ あたりの 使用料金額 (税抜)	ア.生物化学的酸 素要求量	12円	37円	81円	138円
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載		イ.浮遊物質	17円	49円	104円	175円	
		令和3年度	2,400円(税抜)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	2,452円(税抜)	令和4年度	2,454円(税抜)
		令和4年度	2,400円(税抜)	※過去3年度分を記載		令和5年度	2,441円(税抜)
		令和5年度	2,400円(税抜)				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	2名(損益勘定職員数:1名、資本勘定職員数1名)
事業運営組織	令和5年度時点では、主として下水道事業を担当するのは「下水道工務係」及び「下水道業務係」の2名で運営しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	検針・徴収業務については包括外部委託を行っています。下水道事業は上水道事業に委託料を支払っています。 その他、設備点検業務などを民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当事項はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用すべき未利用土地や施設等はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

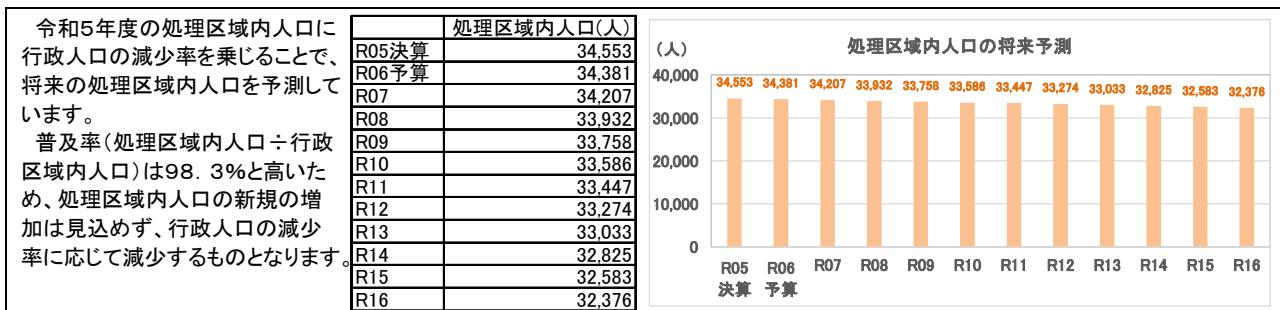
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

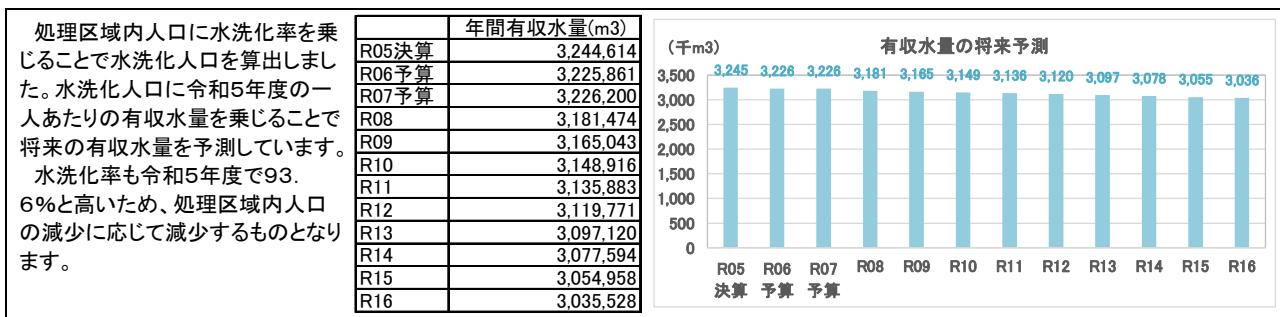
本町の経営状況について、過去5年間の趨勢分析及び類似団体との比較分析は、別紙「経営比較分析表(令和5年度決算)」のとおりです。

2. 将来の事業環境

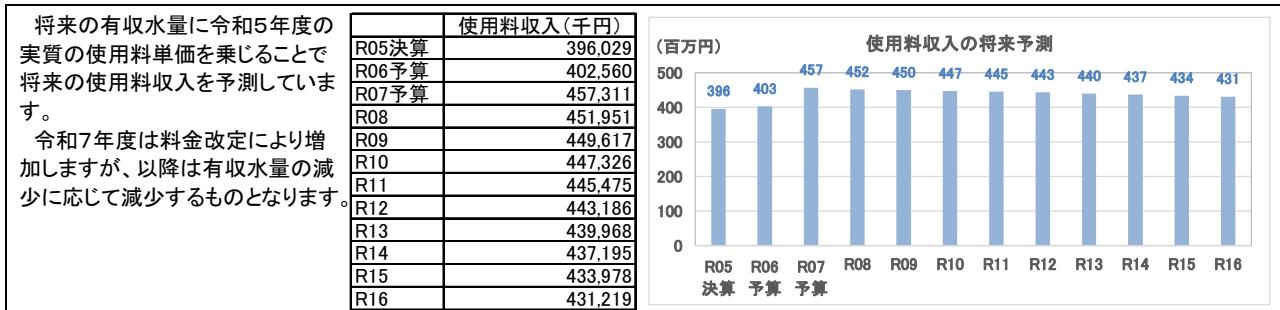
(1) 処理区域内人口の予測



(2) 有収水量の予測



(3) 使用料収入の見通し



(4) 施設の見通し

最も古いもので布設後45年が経過しており、20年後には47%（下水道台帳で管渠の施工年度が把握できない67kmを除く）の管渠が標準耐用年数50年を超える見込みであり、将来の改築・更新費の増加が予想されます。



(5) 組織の見通し

令和7年度から、水道事業が奈良県広域水道企業団に事業統合されることから、上下水道課から水道事業を切り離す組織改編を行います。この組織改編に伴い、令和7年度からは下水道事業は3名体制での運営に変更を予定しています。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、町民が快適な生活を送るために、持続的に安定したサービスを提供する必要があります。本町では次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

○清潔で衛生的に暮らせるまちづくり

下水道の整備を進め、処理区域の拡大を図るとともに、普及・啓発を行うことにより水洗化率を高め、清潔で衛生的な生活環境が保たれるまちづくりをめざします。

○持続可能な、効率的で健全な事業運営

下水道事業を将来に亘って持続的・安定的に運営するためには、経営の健全化が必要です。

業務の内容を見直し、無駄を省いた効率的な事業運営により原価の抑制を図るとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を図り、経営の健全化をめざします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり(収支予測は50年間行っており、その内の10年間を経営戦略に位置づけています)

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・改築・更新費用の平準化(ストックマネジメント計画に基づく)。 ・リスクに応じた適切な維持管理(点検・調査・修繕)の実施(ストックマネジメント計画に基づく)。 ・上記により、管路施設の予防保全により健全性を確保します。 ・予防保全により施設の不具合や劣化等に起因する二次災害を未然に防ぐことを目指します。
-----	---

- ・ストックマネジメント計画に基づき、管路の改築・更新費を計上(平準化した費用)。
- ・流域下水道の建設負担金を計上。
- ・流域下水道の建設負担金については物価上昇を見込むものとしています。
- ・管路の改築・更新費と流域下水道の建設負担金の合計が毎年度2億円となるように計上。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・令和7年度に使用料の改定を行います。 ・経費回収率の改善を図ります。 ・交付金事業の活用により建設財源を確保します。 ・平準化した事業費に対する企業債を見込むことで企業債償還費の安定化を図ります。
-----	--

- ・将来人口の減少を考慮し、将来の使用料収入を予測。
- ・使用料収入は令和7年度に20円/m³(税抜)アップ。
- ・複数の収支予測ケースにより、経費回収率の改善を確認。
- ・建設改良費に対し、企業債・国庫補助金を財源として計上。
- ・一般会計繰入金(基準内繰入金、基準外繰入金)を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・過年度実績に基づき、経費の算定を行っています。
・経費の内、維持管理費については物価上昇率を見込んでいます。
・経費の内、職員給与費については賃金上昇率を見込んでいます。
・現有施設及び将来の建設施設に対し、将来の減価償却費・長期前受金戻入を見込んでいます。
・過年度借入及び将来の建設事業費にして借入する企業債について、企業債元利償還費を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町では既に県の流域下水道に接続しているため、広域化は実施しています。今後は、一部事務の共同化が実施可能かどうか等を近隣自治体と協議のうえ検討していきます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新費用を見込むものとします。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	官民連携(PPP/PFI)手法の検討を進めていきます。
その他の取組	下水道電子台帳に情報不明箇所(例:施工年度は全体の約37.2%が不明)があるため、これらの再調査・補完を行います。台帳施設情報のクラウド化や維持管理情報の標準化によりデータ活用環境の整備についても検討を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和7年度に使用料改定を行います。今後も実績も見ながら必要に応じてさらなる改定も目指していきます。
資産活用による収入増加の取組について	活用すべき資産等はありません。
その他の取組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	職員のみでの効率的な作業実施は、限界にきているため、官民連携(PPP/PFI)手法の検討を進めていきます。
職員給与費に関する事項	最小限の職員数による業務を行っています。人員増加がある場合は、職員給与費を見込みます。
動力費に関する事項	該当事項はありません。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	点検・調査の実施による適切な保守管理を行い、故障等を未然に防ぐ対策を検討していきます。
委託費に関する事項	今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。また、委託料については、業務内容を勘案して適正な水準となっているかの検証を行います。
その他の取組	諸経費については、契約金額または購入金額の適正化に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づき、各種施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ本計画を見直していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図ります。また、町内の人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な情勢を鑑みて、必要に応じて本戦略の見直しを行います。 また、今後の継続的な経営モニタリング実現のため、本町における毎年度の決算値に基づく財務指標について他団体(全国・県・類似団体)との相対的な比較を行います。また、この財務指標について前年度からの向上・悪化状況のモニタリング(経営診断)を実施します。
---------------------	---

経営比較分析表（令和5年度決算）

奈良県 広陵町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	72.90	73.22	86.92	2,640

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
35,159	16.30	2,156.99
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km ²)	處理区域内人口密度(人/km ²)
25,693	4.40	5,839.32

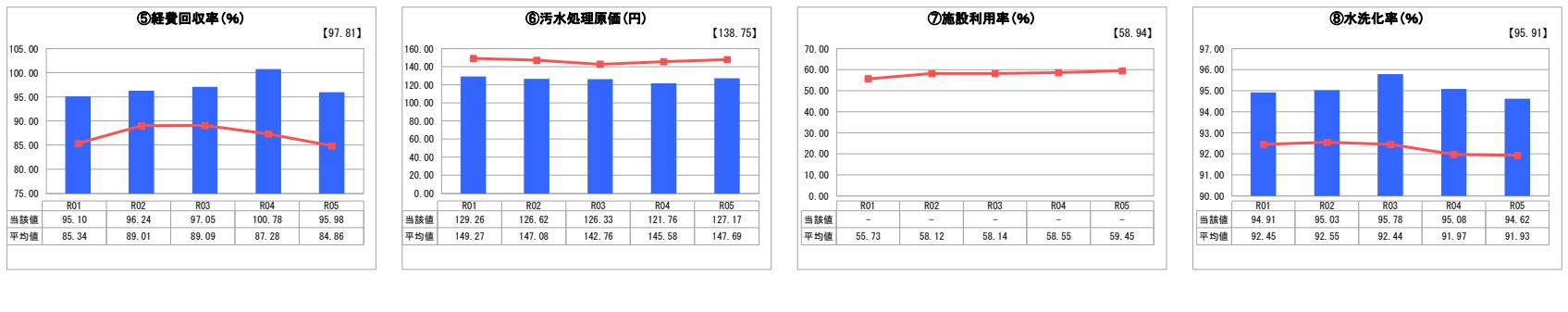
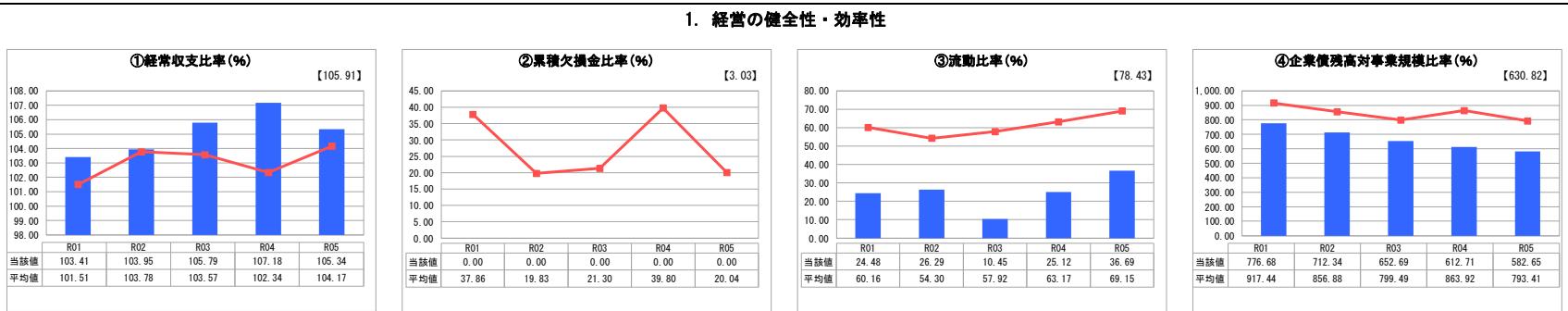
グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

分析欄

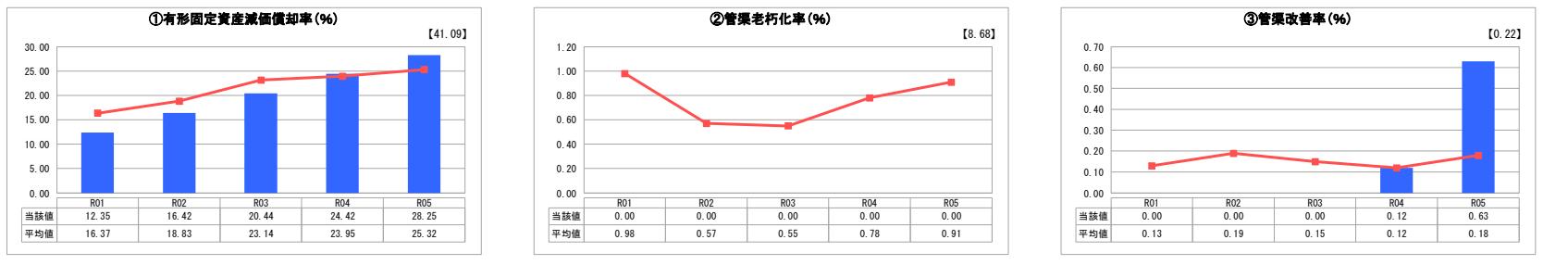
1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%を超えており、経費回収率も100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況である。令和7年4月から使用料を改定するため、今後経費回収率は改善する見込みである。

②累積欠損金比率はピークを迎えた後、徐々に改善している。令和6年度に経営戦略を改定し、事業費と財政の均衡を保ちながら、事業に取り組む。



2. 老朽化の状況



全体総括

昭和58年4月に供用開始して以来41年が経過している。法定耐用年数を超える施設は今のところない。令和2年度に「下水道ストックマネジメント計画」を策定したので、計画に基づいて順次管更新を実施しているが、老朽化によるリスクが高いヒューム管を優先的にカメラ調査を行い、管路更新工事を行っている。今後、管路更新工事の実施は財政と投資のバランスを考慮し、経営戦略に反映させ安定した経営を行っていく。

経営比較分析表（令和5年度決算）

奈良県 広陵町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	55.85	25.25	87.90	2,640

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
35,159	16.30	2,156.99
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,860	3.57	2,481.79

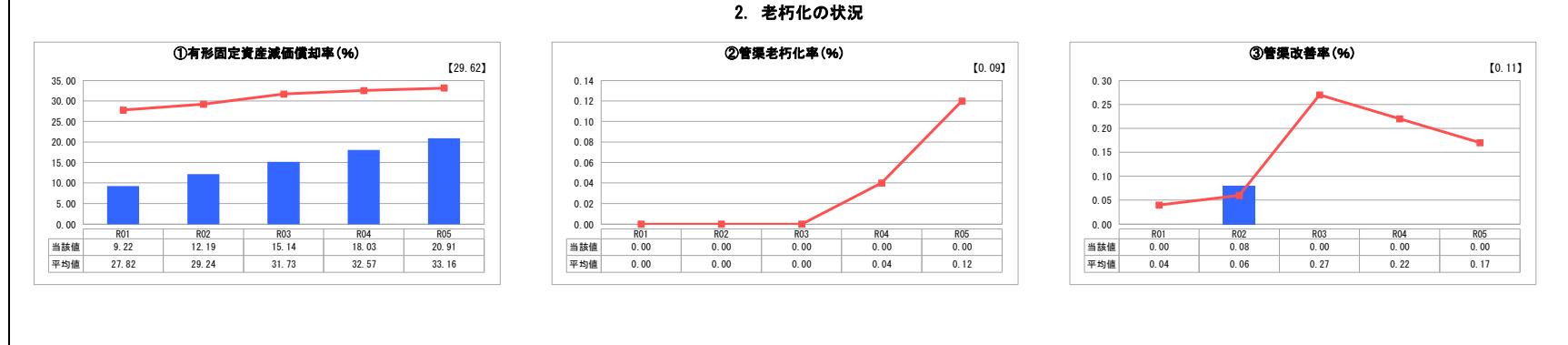
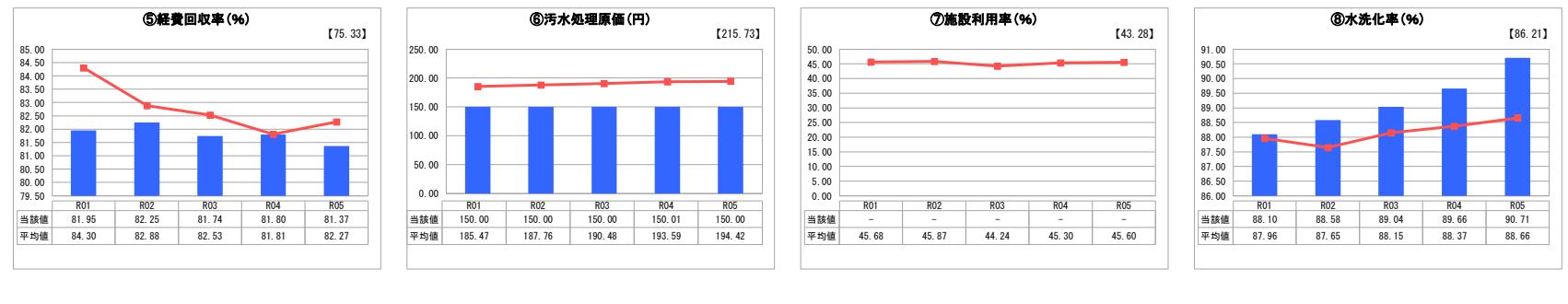
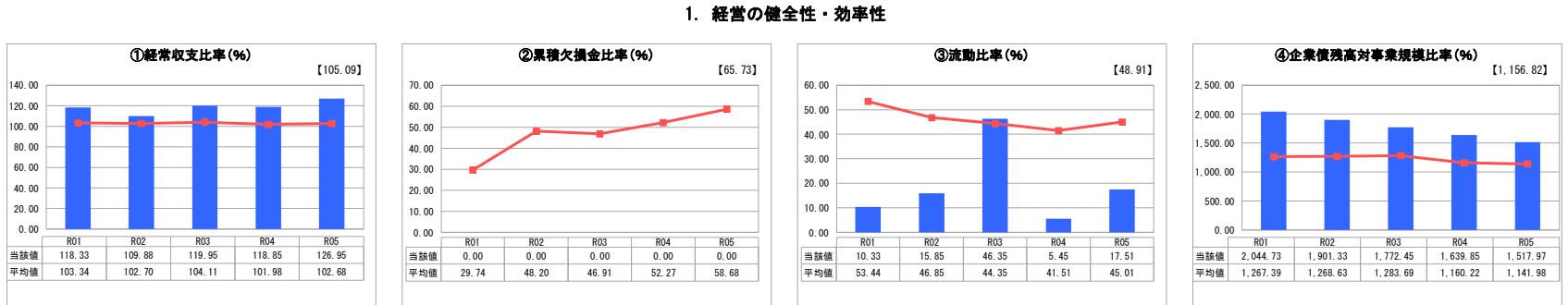
グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 令和5年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%を超えているものの、⑤経費回収率が100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況である。令和7年4月から使用料を改定するため、今後経費回収率は改善する見込みである。

④企業債残高対事業規模比率は、平成29年をピークを迎え、徐々に改善している。令和6年度に経営戦略を改定し、事業費と財政の均衡を保ちながら、事業に取り組む。



全体総括

使用料収入だけでは費用を賄うことができておらず、使用料の改定に取り組む必要があることから、令和7年4月に料金を改定する。管の老朽化に関しては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、順次管更生を実施していくが、経営状況と費用とのバランスを図りながら、管更生を行い、経営状況の改善に取り組む必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (收支計画)

(単位:千円, %)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	1. 企業債	200,200	289,400	227,300	129,500	119,300	107,000	97,400	97,500	97,600	97,700	97,700	97,900
	うち資本費平準化債	84,300	100,000	40,000	32,400	22,100	9,800						
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	126,257	126,788	125,246	123,067	121,166	119,154	117,084	115,006	113,176	110,797	109,368	108,049
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	51,041	86,000	124,000	93,550	93,465	93,379	93,291	93,203	93,114	93,023	92,930	92,837
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金			18,000									
	9. その他の												
計(A)		377,498	502,188	494,546	346,117	333,931	319,533	307,775	305,709	303,890	301,520	299,998	298,786
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		(B)											
純計(A)-(B)(C)		377,498	502,188	494,546	346,117	333,931	319,533	307,775	305,709	303,890	301,520	299,998	298,786
資本的支出	1. 建設改良費	170,122	308,623	329,317	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	うち職員給与費	5,662	6,561	7,124	5,698	5,716	5,734	5,752	5,770	5,788	5,807	5,826	5,845
	2. 企業債償還金	528,475	507,347	483,919	461,058	434,124	400,532	369,262	336,323	306,567	263,246	234,456	207,331
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他の													
計(D)		698,597	815,970	813,236	661,058	634,124	600,532	569,262	536,323	506,567	463,246	434,456	407,331
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(D)-(C)		321,099	313,782	318,690	314,941	300,193	280,999	261,487	230,614	202,677	161,726	134,458	108,545
補填財源	1. 損益勘定留保資金	205,885	194,305	191,330	240,292	240,267	240,439	240,443	240,486	239,486	237,209	232,772	227,711
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他の	115,214	119,477	127,360	74,649	59,926	40,560	21,044	△ 9,872	△ 36,809	△ 75,483	△ 98,314	△ 119,166
	計(F)	321,099	313,782	318,690	314,941	300,193	280,999	261,487	230,614	202,677	161,726	134,458	108,545
補填財源不足額(E)-(F)													
他会計借入金残高(G)													
企業債残高(H)		4,764,313	4,546,366	4,289,747	3,958,189	3,643,365	3,349,833	3,077,971	2,839,148	2,630,181	2,464,635	2,327,879	2,218,448

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		186,617	196,682	145,200	157,996	142,918	123,871	104,592	74,504	68,321	46,242	44,724	42,836
うち基準内繰入金		36,150	54,981	86,381	54,692	53,056	51,640	50,227	48,964	66,462	46,242	44,724	42,836
うち基準外繰入金		150,467	141,701	58,819	103,305	89,862	72,231	54,364	25,540	1,859			
資本的収支分		126,257	126,788	125,246	123,067	121,166	119,154	117,084	115,006	113,176	110,797	109,368	108,049
うち基準内繰入金		36,257	36,788	35,246	33,067	31,166	29,154	27,084	25,006	23,176	20,797	19,368	18,049
うち基準外繰入金		90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
合計		312,874	323,470	270,446	281,063	264,084	243,025	221,676	189,510	181,497	157,039	154,092	150,886